

新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

令和元年11月



株式会社 カクヤス

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式368,220千円（見込額）の募集及び株式2,670,640千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式465,576千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を令和元年11月18日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものです。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社 カクヤス

東京都北区豊島二丁目3番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 会社経営の基本方針

カクヤスの想い

「なんでも酒や」の事業名の「なんでも」とは、お客様のご要望に「なんでも」応えたいという、当社グループの意気込みや覚悟の表れです。

なんでも酒や カクヤス

カクヤスの想いとは、「いつでも、どこへでも、どれだけでも」「お客様が必要とされるものを、ご要望にそった形態で」お届けすることです。お客様に一番便利だと感じていただけることを願い、「お酒を中心とした流通のインフラ」となることを経営方針として掲げております。

2 事業の概況

当社の創業は、大正10年に佐藤安蔵（現代表取締役社長の佐藤順一の祖父）が創業した、酒類販売事業を営むカクヤス酒店であり、昭和57年に設立された株式会社カクヤス本店に当該事業が引き継がれ、平成14年に現在の商号である株式会社カクヤスに商号変更され、現在に至っております。

当社が現在のビジネスモデルを作るきっかけは、平成10年に酒類免許規制の緩和が決定されたことでした。新たな販売モデルとして、「お客様の利便性を中心としたお届け販売事業」を経営の中心とすることとし、東京都23区内において、1店舗の商圈を半径1.2kmとモデル設定し、「23区内どこでもビール1本から2時間以内（当時）で無料配達」する体制作りをスタートし、受注からお届けまで一貫して自社で提供するワンストップのサービスを作り上げてまいりました。

3 事業の内容

当社グループは、当社と連結子会社3社(株式会社検校、株式会社NSK及び株式会社KYマネジメント)により構成されており、国内において、酒類をはじめとする食料品の販売事業及び卸売事業を行っております。なお、当社グループは、酒類販売事業の単一セグメントであります。

1 株式会社カクヤス

当社グループの事業の核は、業務用向と個人向のお客様に対する酒類の販売になります。一般的な酒類販売業者は、業務用向販売と個人向販売の手法の違いから、業務用向販売に特化又は個人向販売に特化する形で事業運営を行っておりますが、当社は両方のお客様に対し販売を展開することで、商圈エリアの配達量を増加させ、短時間でお届けできるよう効率的な配達サービスの実現を目指しております。当社ではブランド毎に以下のサービスを展開しております。

①なんでも酒やカクヤス

ピンクの看板で、東京都23区を中心に横浜や大阪等にドミナント展開しており、個人向けにおいては、店頭での販売の他に、東京都23区及び横浜市・川崎市・大阪市・東京都下の一部のエリアにおいて、お客様のご自宅をはじめとしたお客様が指定する場所に「1時間枠」で無料で配達を行っております。また、各店舗からは、業務用向けの配達もしており、業務用センターからの出荷機能を補完する役割も果たしております。近年は、ワイン類の販売をメインとする店舗として「KAKUYASU class」という看板にて出店しております。業務用向けにおいては、店頭での販売を行わない出荷拠点もあり、小型倉庫の役割を果たしながら、料飲店等向けに販売を行い、「なんでも酒やカクヤス」の看板を掲示しない店舗もあります。店舗網の構築にあたっては、お客様の配達時間の短縮や配達効率向上のため、店頭での販売を行わない小型倉庫等の拠点も含めて、出店を検討しております。

宅配の受注は、コールセンター及びWEBサイトで行っております。WEBサイトは自社サイトの他に外部サイトへも出店を行い、WEBセンターを拠点とした全国向けの出荷にも取り組むなど、お客様との接点の拡大に努めております。「なんでも酒やカクヤス」の拠点は、令和元年10月末現在、店舗・小型倉庫及びWEBセンターで、173箇所となっております。



なんでも酒やカクヤス



KAKUYASU class

②KYリカー

神奈川県を中心に東京都下や埼玉県 of 川口市などの郊外に酒の大型専門店として出店しております。「お酒の楽しさ販売」をコンセプトに、来店されたお客様を中心に、接客方法を創意工夫しながら営業活動を行っており、豊富な品揃えのもと、飲み方提案や独自イベント等を企画しております。「KYリカー」の店舗は、令和元年10月末現在、29店になります。



KYリカー

③CORK

個人向けギフト需要にお応えするために、お酒とお花をセットで販売しているセレクトショップ(コンセプトに合った商品を選定して販売しているお店)です。ワインソムリエやフラワーアートディレクターを店舗に配置し、パーティ需要やギフト需要に対応した品揃えで、酒屋から脱却した新しいスタイルの事業展開を行っています。「CORK」の店舗は、令和元年10月末現在、新宿店1店舗となっております。



CORK

② 株式会社検校(子会社)

日本各地から和酒(日本酒・焼酎)を取寄せて販売しております。また、小容量から和酒をお楽しみいただける有料試飲を店舗にて行っている和酒専門業態であります。「検校」の店舗は、令和元年10月末現在、銀座店1店舗となっております。

③ 株式会社NSK(子会社)

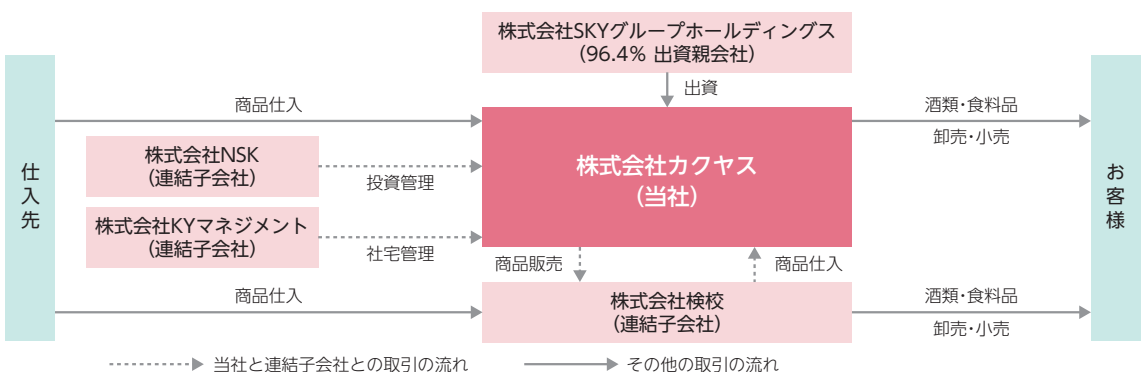
取引先等への投資及び投資管理を行っております。

④ 株式会社KYマネジメント(子会社)

社員向け社宅等の運営・管理を行っております。

● 事業系統図

当社及び連結子会社について、事業系統図によって示すと次のとおりです。



1 売上区分について

当社グループは酒類販売事業の単一セグメントではありますが、売上高を「業務用売上」、「宅配売上」、「POS売上」、「卸その他売上」の4つに区分しております。

①業務用売上

業務用売上は、主に、居酒屋やレストランなどの業務用顧客コードを当社が付す料飲店、大手居酒屋チェーン店、その他の法人顧客のお客様から注文をいただき、各業務用センター及び各店舗・小型倉庫から、料飲店へお届けすることで発生する売上となっております。お客様によって、求められる商品の種類・配達量・決済方法・アフターフォローの頻度・その他販売条件等の各ニーズが大きく異なるため、当社では、様々な業務用顧客に応じた営業体制・物流体制を構築することで、各顧客へのきめ細やかなサービスの提供に努めております。

②宅配売上

宅配売上は、一般のご家庭やオフィス等（業務用向以外のお客様）からご注文を受け、各店舗・小型倉庫からご自宅や指定場所に配達することで発生する売上となっております。

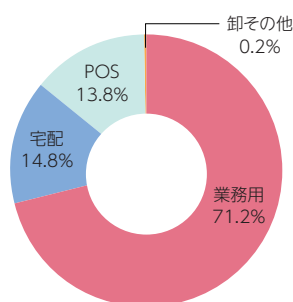
③POS売上

POS売上は、主に、各店舗にご来店いただいたお客様に、店頭のPOSレジを通して購入いただくことにより、発生する売上となっております。（POSとは「Point of sale system」（販売時点情報管理システム）の略であります。）

④卸その他売上

卸その他売上は、主に、同業の酒類販売事業者に対する、卸売売上となっております。

第37期連結会計年度における
売上区分別売上構成比



2 物流体制について

これらの売上を上げるための当社の物流体制は、以下の通りとなっております。

①業務用センターからの出荷について

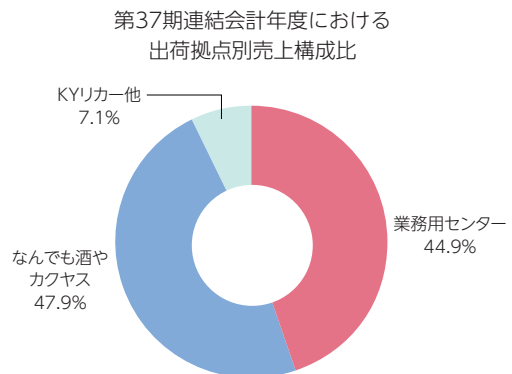
業務用センターを首都圏と大阪府で11箇所（令和元年10月末現在）に配置し、業務用顧客コードを当社が付す料飲店等のお客様への配達を行っております。

②店舗・小型倉庫からの出荷について

店舗と小型倉庫等を173箇所（令和元年10月末現在、WEBセンター含む）に配置しており、リヤカーや軽自動車以小商圈でのピストン配達（注文の都度お届け）によるクイックデリバリーを行っております。店舗からの配達では、料飲店等のお客様への配達及び、一般のご家庭やご指定場所への配達を行っており、それらに加え、各店舗の店頭での販売を行っております。また、小型倉庫からの配達では、料飲店等のお客様への配達を行っております。

③平和島流通センターについて

首都圏の各店舗への配達を行う社内物流センターとして、平和島流通センターを設置しております。メーカーが各店舗に配達する場合、その物流コストは仕入価格に付加されることになり、これまで仕入価格の値上げ要因になってきました。当社グループでは、販売価格の低減、配達サービスの拡充等を目的として、自社グループ内の各店舗・小型倉庫への配達を受け持つ社内物流センターを設置しております。



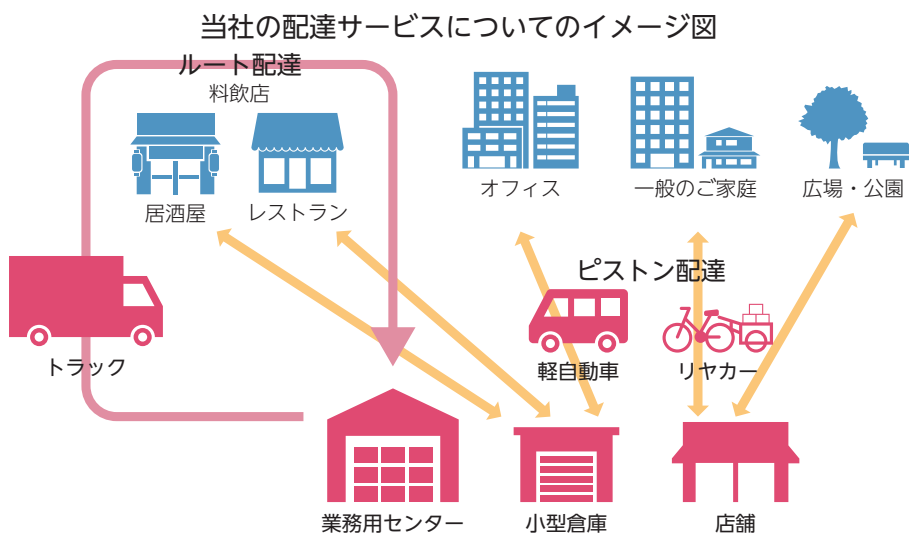
3 配達サービスについて

当社では、当社独自の受注・販売体制ならびに物流ネットワークを連携させ、業務用向・個人向における様々なお客様のニーズに対して、きめ細やか且つ、フレキシブルな配達サービスを提供できる体制を整えております。

特に料飲店等には、定期注文の業務用センター出荷に加えて、追加注文・スポット注文などには、店舗・小型倉庫からの出荷で、タイムリーに対応しております。

また、花見やパーティなど、ご自宅以外の配達需要にも対応すべく、屋外の公園やバーベキュー場などにも配達しております。お届け商品は、酒類や飲料に限らず、氷やレンタルビールサーバーなどもあり、また、商品の状態として「冷やし」のご要望にも対応しております。

さらに、小商圏でのクイックデリバリーが可能なため、届け方による商品の付加価値化にも取り組んでおります。



4 業績等の推移

● 主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

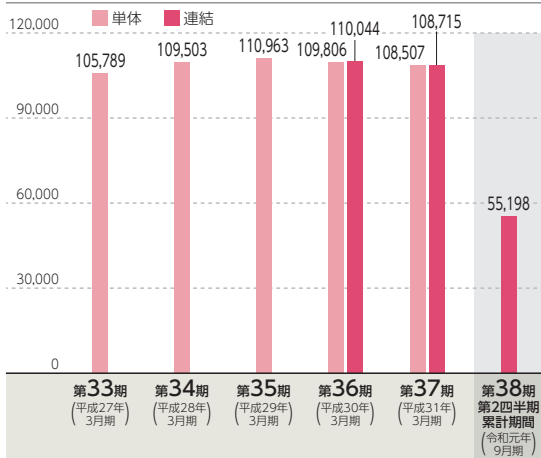
回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期	第38期 第2四半期
決算年月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和元年9月
(1) 連結経営指標等						
売上高				110,044	108,715	55,198
経常利益				1,071	1,806	805
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益				434	745	510
包括利益又は四半期包括利益				459	701	503
純資産額				4,315	4,682	5,006
総資産額				28,551	28,920	29,786
1株当たり純資産額 (円)				596.09	646.82	—
1株当たり当期(四半期)純利益 (円)				60.04	103.03	70.53
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益 (円)				—	—	—
自己資本比率 (%)				15.12	16.19	16.81
自己資本利益率 (%)				10.32	16.58	—
株価収益率 (倍)				—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー				380	1,975	737
投資活動によるキャッシュ・フロー				△3,704	△1,700	△701
財務活動によるキャッシュ・フロー				2,338	438	△128
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高				1,127	1,840	1,748
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)				1,391 (1,417)	1,441 (1,439)	— (—)
(2) 提出会社の経営指標等						
売上高	105,789	109,503	110,963	109,806	108,507	
経常利益	1,078	1,238	748	1,179	1,807	
当期純利益	495	389	497	547	699	
資本金	100	100	100	100	100	
発行済株式総数 (株)	362,000	362,000	362,000	362,000	362,000	
純資産額	3,020	3,167	3,614	3,911	4,269	
総資産額	24,340	24,074	26,022	28,102	28,317	
1株当たり純資産額 (円)	8,345.29	8,749.86	9,984.66	540.26	589.76	
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	385 (110)	418 (418)	414 (138)	850 (425)	996 (498)	
1株当たり当期純利益 (円)	1,367.70	1,075.82	1,375.49	75.56	96.68	
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	
自己資本比率 (%)	12.41	13.16	13.89	13.92	15.08	
自己資本利益率 (%)	17.49	12.59	14.68	14.54	17.11	
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	
配当性向 (%)	28.15	38.85	30.10	56.24	51.51	
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,081 (1,406)	1,228 (1,396)	1,289 (1,450)	1,381 (1,410)	1,430 (1,437)	

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 当社は、令和元年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は、7,240,000株となっております。
 3. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
 4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
 5. 従業員数は就業人員(当社グループ(当社)からグループ外(社外)への出向者を除き、グループ外(社外)から当社グループ(当社)への出向者を含む。)であります。また、パートタイマー等の臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
 6. 第36期及び第37期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき、第36期及び第37期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
 7. 第38期第2四半期の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
 8. 第33期、第34期及び第35期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
 9. 第38期第2四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、1株当たり四半期純利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第38期第2四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第38期第2四半期連結会計期間末の数値を記載しております。
 10. 当社は、令和元年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。
 11. 令和元年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。
 12. ところで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第33期から第35期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
提出会社の経営指標等					
1株当たり純資産額 (円)	417.26	437.49	499.23	540.26	589.76
1株当たり当期純利益 (円)	68.38	53.79	68.77	75.56	96.68
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	19.25 (5.50)	20.90 (20.90)	20.70 (6.90)	42.50 (21.25)	49.80 (24.90)

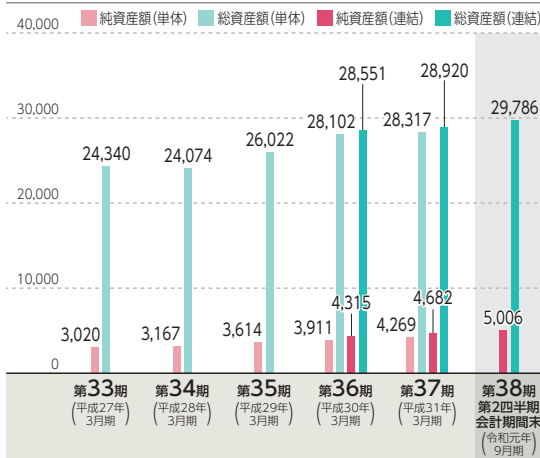
● 売上高

(単位:百万円)



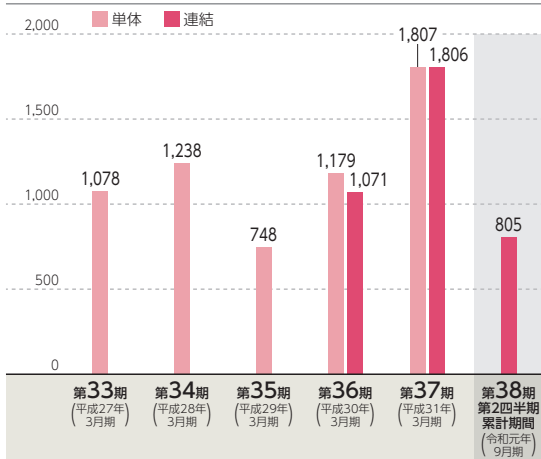
● 純資産額／総資産額

(単位:百万円)



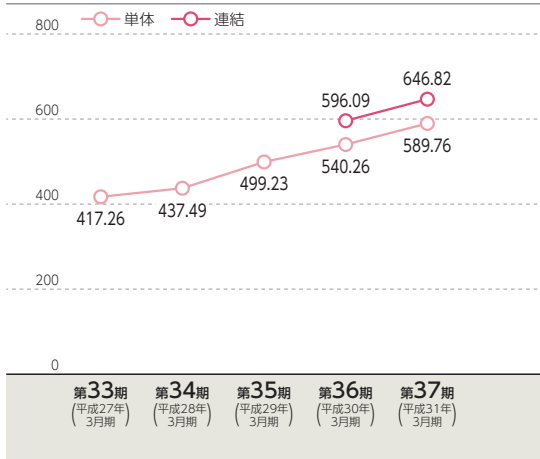
● 経常利益

(単位:百万円)



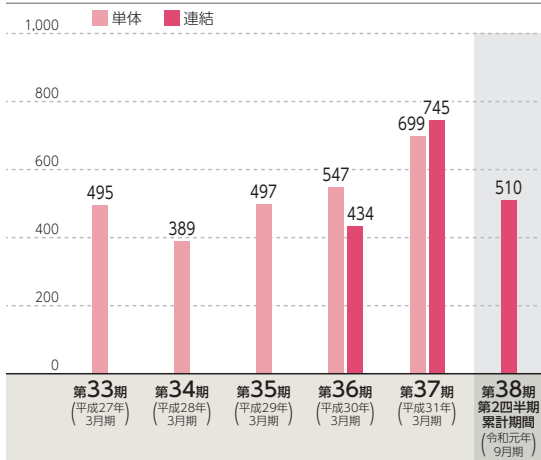
● 1株当たり純資産額

(単位:円)



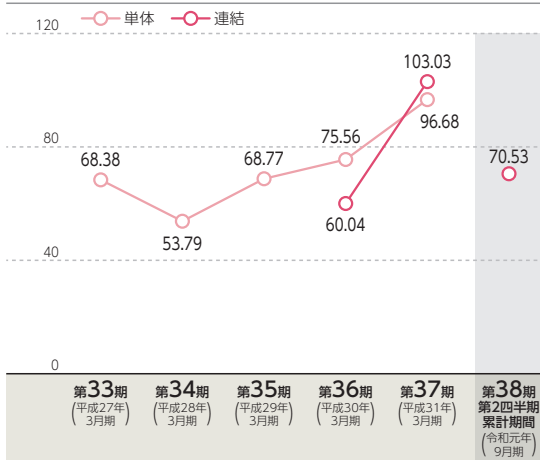
● 親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益及び当期純利益

(単位:百万円)



● 1株当たり当期(四半期)純利益

(単位:円)



(注) 当社は、令和元年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますので、第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	1
3. 募集の条件	2
4. 株式の引受け	3
5. 新規発行による手取金の使途	3
第2 売出要項	4
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	4
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	5
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	8
募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	15
3. 事業の内容	16
4. 関係会社の状況	19
5. 従業員の状況	19
第2 事業の状況	20
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	20
2. 事業等のリスク	22
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	27
4. 経営上の重要な契約等	32
5. 研究開発活動	32
第3 設備の状況	33
1. 設備投資等の概要	33
2. 主要な設備の状況	33
3. 設備の新設、除却等の計画	35
第4 提出会社の状況	36
1. 株式等の状況	36
2. 自己株式の取得等の状況	40
3. 配当政策	40
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	41

第5	経理の状況	55
1.	連結財務諸表等	56
(1)	連結財務諸表	56
(2)	その他	106
2.	財務諸表等	107
(1)	財務諸表	107
(2)	主な資産及び負債の内容	124
(3)	その他	124
第6	提出会社の株式事務の概要	125
第7	提出会社の参考情報	126
1.	提出会社の親会社等の情報	126
2.	その他の参考情報	126
第四部	株式公開情報	127
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	127
第2	第三者割当等の概況	129
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	129
2.	取得者の概況	130
3.	取得者の株式等の移動状況	134
第3	株主の状況	135
	[監査報告書]	140

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年11月18日
【会社名】	株式会社カクヤス
【英訳名】	Kakuyasu Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 順一
【本店の所在の場所】	東京都北区豊島二丁目3番1号
【電話番号】	03-3919-6110 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 前垣内 洋行
【最寄りの連絡場所】	東京都北区豊島二丁目3番1号
【電話番号】	03-5959-3088
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 前垣内 洋行
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 368,220,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 2,670,640,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 465,576,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	285,000(注)2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 令和元年11月18日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、令和元年12月3日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

令和元年12月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は令和元年12月3日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	285,000	368,220,000	200,355,000
計(総発行株式)	285,000	368,220,000	200,355,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、令和元年11月18日開催の取締役会決議に基づき、令和元年12月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,520円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は433,200,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 令和元年12月13日(金) 至 令和元年12月18日(水)	未定 (注) 4.	令和元年12月22日(日)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、令和元年12月3日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、令和元年12月12日に引受価額と同時に決定する予定であります。仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、令和元年12月3日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び令和元年12月12日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、令和元年11月18日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、令和元年12月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、令和元年12月23日(月) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、令和元年12月5日から令和元年12月11日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 王子支店	東京都北区王子一丁目10番18号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	285,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、令和元年12月22日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	285,000	—

- (注) 1. 引受株式数については、令和元年12月3日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日（令和元年12月12日）に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
400,710,000	7,000,000	393,710,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,520円）を基礎として算出した見込額であります。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
 3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額393百万円については、当社の事業拡大を見据えた設備資金として373百万円を、①ECサイト（自社サイトの電子商取引）の開発等、②POSレジスター更新、③倉庫作業効率化投資、④店舗新設及び改修に係る資金に充当し、借入金返済資金として20百万円を⑤長期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。具体的には以下の通りであります。

- ①ECサイトの開発等に係る資金として、令和2年3月期に73百万円を充当する予定であります。
 ②店舗のPOSレジスター更新に係る資金として、令和3年3月期に100百万円を充当する予定であります。
 ③平和島流通センターの倉庫作業効率化投資に係る資金として、令和3年3月期に100百万円を充当する予定であります。
 ④「なんでも酒やカクヤス」の店舗新設及び改修のための資金として、100百万円（令和2年3月期に20百万円、令和3年3月期に80百万円）を充当する予定であります。
 ⑤長期借入金の返済資金の一部として、令和3年3月期に20百万円を充当する予定であります。
 なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

令和元年12月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	1,757,000	2,670,640,000	東京都千代田区神田須田町1-12 株式会社SKYグループホールディングス 1,757,000株
計(総売出株式)	—	1,757,000	2,670,640,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,520円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記売出数のうち102,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3. に記載した振替機関と同一であります。
7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
8. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 令和元年 12月13日(金) 至 令和元年 12月18日(水)	100	未定 (注) 2.	引受人の本支店 及び営業所	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁 目5番2号 三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番 32号 マネックス証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 大阪府大阪市中央区今橋一 丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（令和元年12月12日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

6. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
8. 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	306,300	465,576,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 306,300株
計(総売出株式)	—	306,300	465,576,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエアプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,520円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 令和元年 12月13日(金) 至 令和元年 12月18日(水)	100	未定 (注) 1.	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所への上場を予定しております。

2. グリーンシュエアプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社SKYグループホールディングス（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、306,300株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアプション」という。）を、令和2年1月17日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、令和元年12月23日から令和2年1月15日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエアプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人及び貸株人である株式会社SKYグループホールディングス並びに当社株主である佐藤順一、田島安希彦、並木吉彦、赤坂敏明及び関口信彦は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の令和2年3月21日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエアプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得することを除く。）を行わない旨合意しております。

当社の株主であるカクヤス従業員持株会は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の令和2年6月19日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の令和2年6月19日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

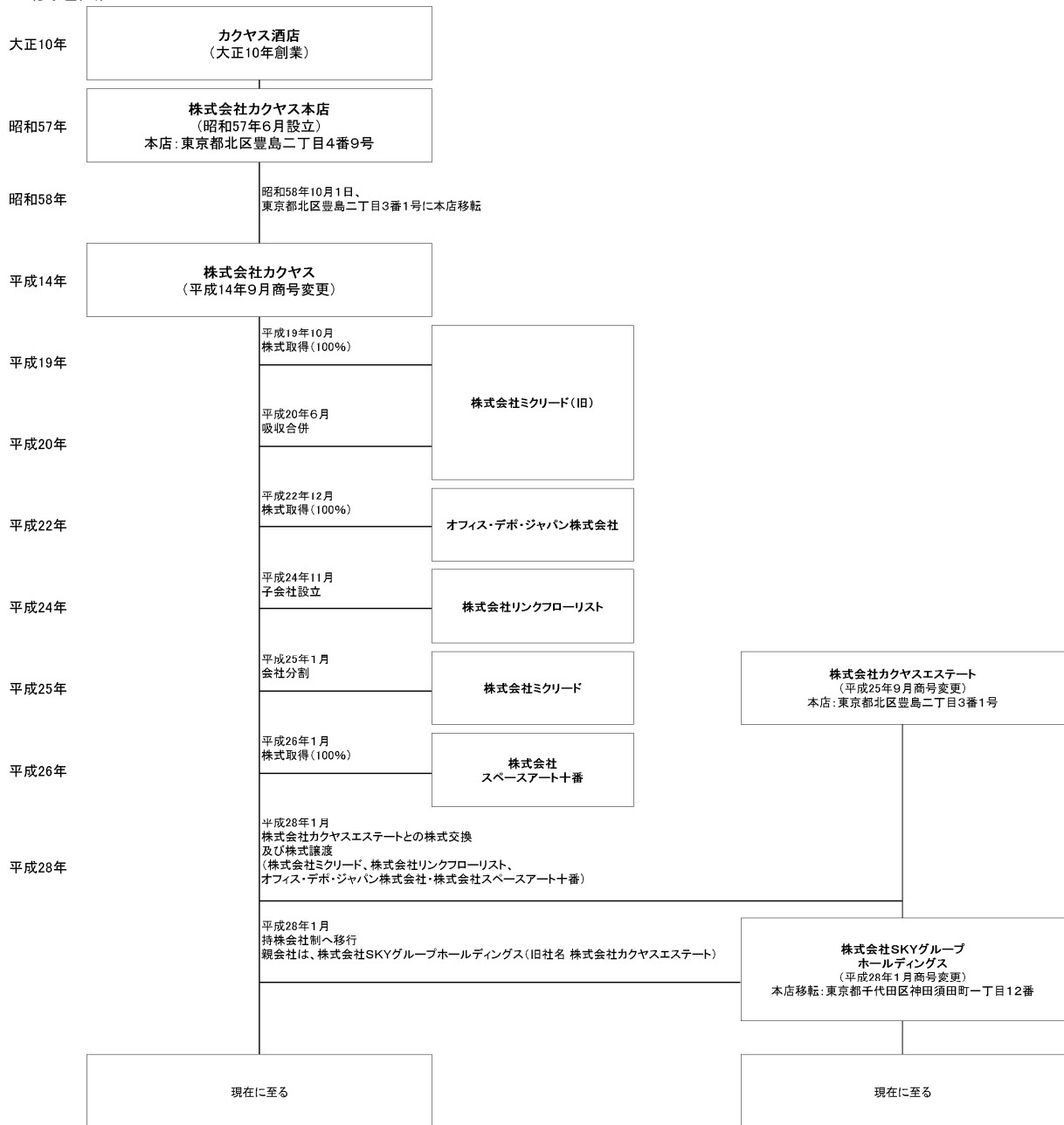
第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

(はじめに)

本項目では、本書の判読性の観点から当社創業から現在に至るまで当社の変遷状況等について説明します。

(変遷図)



当社の創業は、大正10年に佐藤安蔵（現代表取締役社長の佐藤順一の祖父）が創業した、酒類販売事業を営むカクヤス酒店であり、昭和57年に設立された株式会社カクヤス本店に当該事業が引き継がれ、平成14年に現在の商号である株式会社カクヤスに商号変更され、現在に至っております。

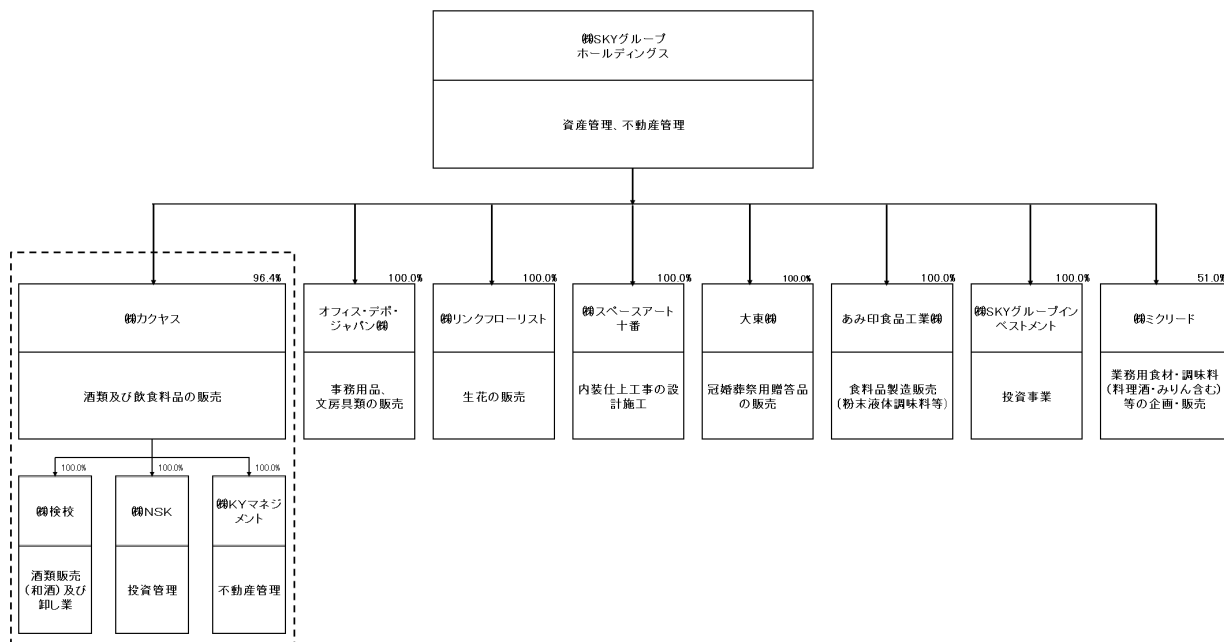
平成19年10月以降、業務上のシナジー（酒類とのクロスセル販売）効果の創出を目的に、酒類販売事業以外の会社を取得いたしました。経営戦略の変更により、平成28年1月に、大規模な事業再編を行っております。当該事業再編により、当社は株式会社カクヤスエステート（現 株式会社SKYグループホールディングス）の100%子会社となり、酒類販売事業以外を営む子会社（株式会社ミクリード、オフィス・デポ・ジャパン株式会社、株式会社リンクフローリスト及び株式会社スペースアート十番）の株式を、全て株式会社カクヤスエステート（現 株式会社SKYグループホールディングス）へ売却いたしました。その結果、株式会社SKYグループホールディングスを純粋持株会社とする出資関係に整理され、当社グループは酒類販売事業に注力する体制となりました。

現在、株式会社SKYグループホールディングスは、投資会社として、当社グループ以外にも出資を行っており、当社グループが属する株式会社SKYグループホールディングスの出資関係図は次図の通りとなっております。

（出資関係図 令和元年10月末現在）

当社グループは、酒類及び飲食料品の販売をする株式会社カクヤス及びその子会社3社で構成されております。

酒類及び飲食料品の販売を主な事業とする当社グループと、酒類以外の事業を営む親会社グループ各社とは事業内容の棲み分けがなされており、競合関係はございません。親会社グループとの関係につきましては、後記「第2 事業の状況 2 事業等のリスク (18) 親会社グループ等との関係について」を合わせてご参照ください。



（注）-----は、新規上場をする株式会社カクヤスの企業集団を示しております。

（上場の目的）

当社が上場を目指す目的は、独立的な資金調達能力の拡大による自己資本の充実、社会的信用度・知名度の向上、優秀な人材確保と従業員のモラルの向上であります。今後の企業の継続と発展のためには、資本市場における認められた存在として事業をさらに拡大するとともに、従業員がより安心して働ける企業でありたいと考えるためであります。

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第36期	第37期
決算年月		平成30年3月	平成31年3月
売上高	(百万円)	110,044	108,715
経常利益	(百万円)	1,071	1,806
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	434	745
包括利益	(百万円)	459	701
純資産額	(百万円)	4,315	4,682
総資産額	(百万円)	28,551	28,920
1株当たり純資産額	(円)	596.09	646.82
1株当たり当期純利益	(円)	60.04	103.03
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	15.12	16.19
自己資本利益率	(%)	10.32	16.58
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	380	1,975
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△3,704	△1,700
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,338	438
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	1,127	1,840
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	1,391 (1,417)	1,441 (1,439)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。また、パートタイマー等の臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

5. 第36期及び第37期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

6. 当社は、令和元年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
売上高 (百万円)	105,789	109,503	110,963	109,806	108,507
経常利益 (百万円)	1,078	1,238	748	1,179	1,807
当期純利益 (百万円)	495	389	497	547	699
資本金 (百万円)	100	100	100	100	100
発行済株式総数 (株)	362,000	362,000	362,000	362,000	362,000
純資産額 (百万円)	3,020	3,167	3,614	3,911	4,269
総資産額 (百万円)	24,340	24,074	26,022	28,102	28,317
1株当たり純資産額 (円)	8,345.29	8,749.86	9,984.66	540.26	589.76
1株当たり配当額 (円)	385	418	414	850	996
(うち1株当たり中間配当額)	(110)	(418)	(138)	(425)	(498)
1株当たり当期純利益 (円)	1,367.70	1,075.82	1,375.49	75.56	96.68
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	12.41	13.16	13.89	13.92	15.08
自己資本利益率 (%)	17.49	12.59	14.68	14.54	17.11
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	28.15	38.85	30.10	56.24	51.51
従業員数 (人)	1,081	1,228	1,289	1,381	1,430
(外、平均臨時雇用者数)	(1,406)	(1,396)	(1,450)	(1,410)	(1,437)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、令和元年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は、7,240,000株となっております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向を含む。）であります。また、パートタイマー等の臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
6. 第36期及び第37期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
また、第33期、第34期及び第35期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
7. 当社は、令和元年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 令和元年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第33期から第35期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月	平成30年 3 月	平成31年 3 月
1 株当たり純資産額 (円)	417.26	437.49	499.23	540.26	589.76
1 株当たり当期純利益 (円)	68.38	53.79	68.77	75.56	96.68
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配 当額) (円)	19.25 (5.50)	20.90 (20.90)	20.70 (6.90)	42.50 (21.25)	49.80 (24.90)

2 【沿革】

大正10年11月	初代佐藤安蔵が東京都北区豊島四丁目においてカクヤス酒店の商号で酒類販売業を創業
昭和57年6月	株式会社カクヤス本店設立
昭和58年10月	東京都北区豊島二丁目3番1号に本店移転
平成14年9月	商号を株式会社カクヤス本店から株式会社カクヤスに変更
平成19年10月	事業シナジー及び周辺分野への事業展開を目的として、業務用食品・調味料等の企画・販売を行っている株式会社ミクリード（旧）の株式を100%取得（注）
平成20年6月	当社のフード事業サービスとの連携強化のため、株式会社ミクリード（旧）を吸収合併
平成22年10月	事業シナジー（酒類とのクロスセル販売）及び周辺分野への事業展開を目的として、生花の輸入・販売事業者である株式会社フローリネットの株式を100%取得
平成22年12月	事業シナジー（酒類とのクロスセル販売）及び周辺分野への事業展開を目的として、筆記具及び文房具、事務用品等の販売事業者であるオフィス・デポ・ジャパン株式会社の株式を100%取得
平成23年7月	投資管理を目的として、100%子会社 株式会社NSKを設立
平成24年2月	和酒取扱いの強化を図ることを目的として、株式会社検校の株式を100%取得
平成24年11月	酒類販売事業のワイン販促の多様化（ワインと花のギフトセット販売）を目的として、100%子会社 株式会社リンクフローリストを設立
平成25年1月	当社のフード事業の会社分割及び株式会社ミクリードへの事業承継 株式会社フローリネットは株式会社リンクフローリストへ事業譲渡し解散
平成25年6月	株式会社検校の株式100%を株式会社NSKに譲渡
平成26年1月	事業シナジー及び周辺分野への事業展開を目的として、株式会社スペースアート十番の株式を100%取得
平成28年1月	経営戦略の変更、株式会社カクヤスエステート（現 株式会社SKYグループホールディングス）を親会社とする持株会社制に移行するため、株式会社カクヤスエステート（現 株式会社SKYグループホールディングス）と株式交換により同社の100%子会社となる 株式会社カクヤスエステート（現 株式会社SKYグループホールディングス）へ株式会社ミクリード、株式会社リンクフローリスト、オフィス・デポ・ジャパン株式会社、株式会社スペースアート十番の株式を譲渡
平成29年6月	価格訴求型店舗の運営を目的として、100%子会社 株式会社大安を設立
平成29年7月	社員寮等の管理を目的として、不動産管理を主たる業務とする100%子会社株式会社KYマネジメントを設立
平成30年8月	酒類販売事業の本体への集約を目的として、株式会社NSKより株式会社検校の株式を100%譲受 ワイン部門の強化を目的として、株式会社リンクフローリストよりCORK事業を譲受
平成31年3月	価格訴求型店舗事業を終了し、株式会社大安を吸収合併

（注）平成19年10月に株式会社ミクリードの全株式を取得いたしました。合併により消滅した「株式会社ミクリード」と再設立した「株式会社ミクリード」との区別を明確にするため、消滅前の会社名は（旧）の文字を付しております。

3【事業の内容】

当社グループは、当社と連結子会社3社（株式会社検校、株式会社NSK及び株式会社KYマネジメント）により構成されており、国内において、酒類をはじめとする食料品の販売事業及び卸売事業を行っております。

なお、当社グループは、酒類販売事業の単一セグメントであります。

(1)株式会社カクヤス

当社が現在のビジネスモデルを作るきっかけは、平成10年に酒類免許規制の緩和が決定されたことでした。新たな販売モデルとして、「お客様の利便性を中心としたお届け販売事業」を経営の中心とすることとし、東京都23区内において、1店舗の商圈を半径1.2kmとモデル設定し、「23区内どこでもビール1本から2時間以内（当時）で無料配達」する体制作りをスタートし、受注からお届けまで一貫して自社で提供するワンストップのサービスを作り上げてまいりました。

当社グループの事業の核は、業務用向と個人向のお客様に対する酒類の販売になります。一般的な酒類販売業者は、業務用向販売と個人向販売の手法の違いから、業務用向販売に特化又は個人向販売に特化する形で事業運営を行っておりますが、当社は両方のお客様に対し販売を展開することで、商圈エリアの配達量を増加させ、短時間でお届けできるよう効率的な配達サービスの実現を目指しております。当社ではブランド毎に以下のサービスを展開しております。

①なんでも酒やカクヤス

ピンクの看板で、東京都23区を中心に横浜や大阪等にドミナント展開しており、個人向けにおいては、店頭での販売の他に、東京都23区及び横浜市・川崎市・大阪市・東京都下の一部のエリアにおいて、お客様のご自宅をはじめとしたお客様が指定する場所に「1時間枠」で無料で配達を行っております。また、各店舗からは、業務用向けの配達もしており、業務用センターからの出荷機能を補完する役割も果たしております。近年は、ワイン類の販売をメインとする店舗として「KAKUYASU class」という看板にて出店もしております。業務用向けにおいては、店頭での販売を行わない出荷拠点もあり、小型倉庫の役割を果たしながら、料飲店等向けに販売を行い、「なんでも酒やカクヤス」の看板を掲示しない店舗もあります。店舗網の構築にあたっては、お客様の配達時間の短縮や配達効率向上のため、店頭での販売を行わない小型倉庫等の拠点も含めて、出店を検討しております。

宅配の受注は、コールセンター及びWEBサイトで行っております。WEBサイトは自社サイトの他に外部サイトへも出店を行い、WEBセンターを拠点とした全国向けの出荷にも取り組むなど、お客様との接点の拡大に努めております。「なんでも酒やカクヤス」の拠点は、令和元年10月末現在、店舗・小型倉庫及びWEBセンターで、173箇所となっております。

②KYリカー

神奈川県を中心に東京都下や埼玉県の川口市などの郊外に酒の大型専門店として出店しております。「お酒の楽しさ販売」をコンセプトに、来店されたお客様を中心に、接客方法を創意工夫しながら営業活動を行っており、豊富な品揃えのもと、飲み方提案や独自イベント等を企画しております。「KYリカー」の店舗は、令和元年10月末現在、29店になります。

③CORK

個人向けギフト花需要にお応えするために、お酒とお花をセットで販売しているセレクトショップ（コンセプトに合った商品を選定して販売しているお店）です。ワインソムリエやフラワーアートディレクターを店舗に配置し、パーティ需要やギフト需要に対応した品揃えで、酒屋から脱却した新しいスタイルの事業展開を行っております。「CORK」の店舗は、令和元年10月末現在、新宿店1店舗となっております。

(2)株式会社検校（子会社）

日本各地から和酒（日本酒・焼酎）を取寄せて販売しております。また、小容量から和酒をお楽しみいただける有料試飲を店舗にて行っている和酒専門業態であります。「検校」の店舗は、令和元年10月末現在、銀座店1店舗となっております。

(3)株式会社NSK（子会社）

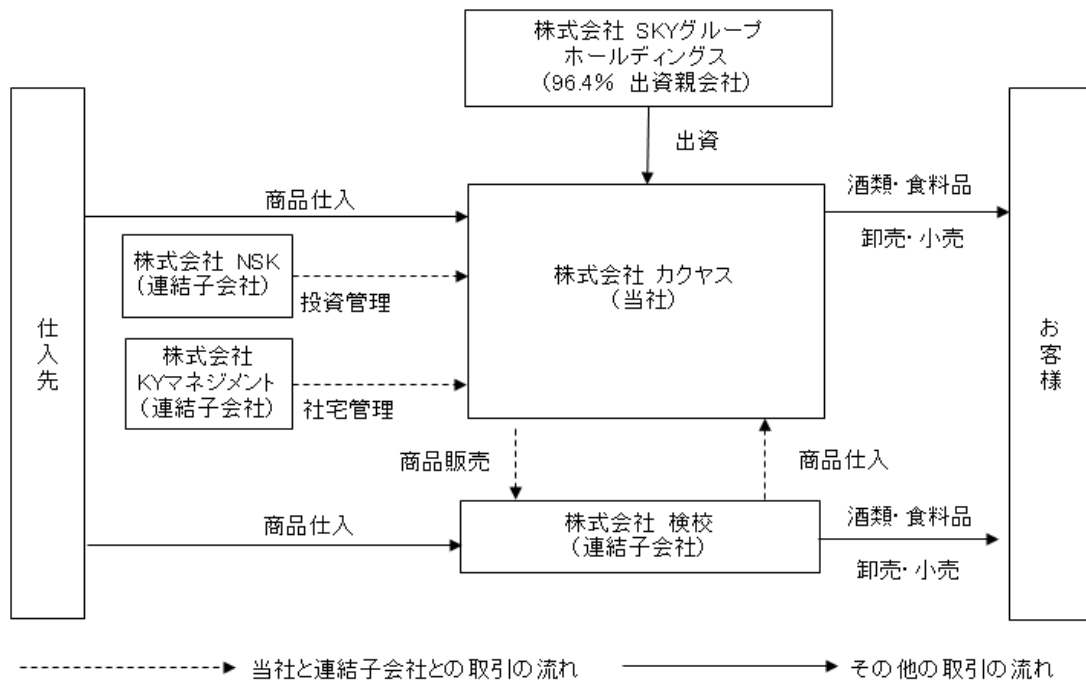
取引先等への投資及び投資管理を行っております。

(4)株式会社KYマネジメント（子会社）

社員向け社宅等の運営・管理を行っております。

[事業系統図]

当社及び連結子会社について、事業系統図によって示すと次のとおりです。



当社の物流体制における各施設の役割、商材の流れは以下の通りです。

①業務用センターについて

業務用センターを首都圏と大阪府で11箇所（令和元年10月末現在）に配置し、業務用顧客コードを当社が付す料飲店等のお客様への配達を行っております。営業面では、業務用のお客様に対して、個別に対応できる配達体制の構築に努めており、例えば、業務用顧客には、大手で全国にチェーン展開している業務用顧客と、地域で個別展開している一般業務用顧客、ホテルやレストランの顧客では、求められる商品の種類・配達量・決済方法・アフターフォローの頻度・その他販売条件等の各ニーズが大きく異なります。当社では、様々な業務用顧客に応じた営業体制・物流体制とすることで、各顧客へのきめ細やかなサービスの提供に努めております。

基本的には、卸・メーカーより各業務用センターに配達される物流体制となっておりますが、PB商品や業務用センターで仕入れロットが組めない商品等につきましては、大型の社内物流センターである平和島流通センターを経由して各業務用センターに配達される仕組みとなっております。

②店舗・小型倉庫について

基本的には、社内物流センターである平和島流通センターを経由する物流となりますが、一部イレギュラーな配達として、業務用向けのビール・ルート配達の飲料・冷凍食品（アイス・氷含）・タバコに関しては店舗や小型倉庫がメーカー・卸より直接仕入れを行っております。また、一部の業務用商材において、各店舗が仕入れロットを組めない商材（メーカー直送での最低発注数量に達しない商材）等については、業務用センターで仕入れを行い、各店舗・小型倉庫に配達しております。

店舗と小型倉庫等を173箇所（令和元年10月末現在、WEBセンター含む）に配置しており、リヤカーや軽自動車で小商圈（各店舗・小型倉庫に近隣のお客様）でのピストン配達（注文の都度お届け）によるクイックデリバリーを行っております。店舗からの配達では、料飲店等のお客様への配達及び一般のご家庭や指定場所への配達を行っており、それらに加え、各店舗の店頭での販売を行っております。また、小型倉庫からの配達では、料飲店等のお客様への配達を行っております。特に料飲店等には、定期注文の業務用センター出荷に加えて、追加注文・スポット注文などには、店舗・小型倉庫から出荷で、タイムリーに対応しております。

また、花見やパーティなど、ご自宅以外の配達需要にも対応すべく、屋外の公園やバーベキュー場などにも配達しております。お届け商品は、酒類や飲料に限らず、氷やレンタルビールサーバーなどもあり、また、商品の状態として「冷やし」のご要望にも対応しております。さらに、小商圈でのクイックデリバリーが可能のため、届け方による商品の付加価値化にも取り組んでおります。

③平和島流通センターについて

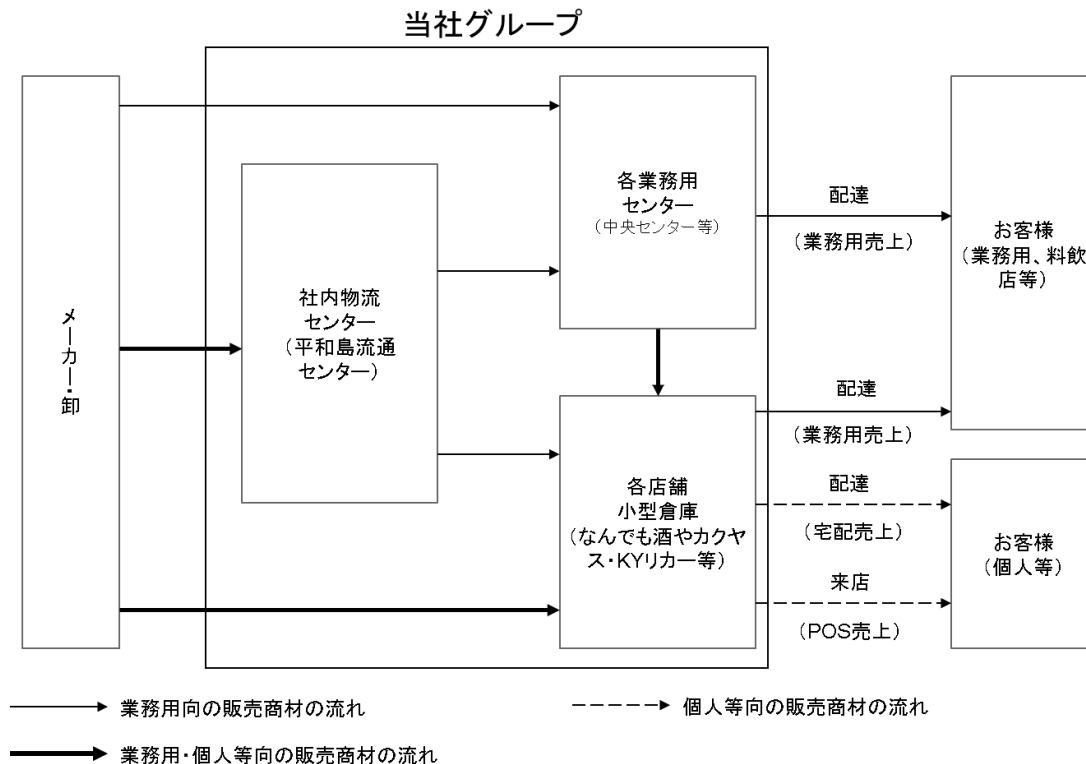
首都圏の各店舗への配達を行う社内物流センターとして、平和島流通センターを設置しております。メーカーが各店舗に配達する場合、その物流コストは仕入れ価格に付加されることになり、これまで仕入れ価格の値上げ要因

になってきました。当社グループでは、販売価格の低減、配達サービスの拡充等を目的として、自社グループ内の各店舗・小型倉庫への配達を受け持つ社内物流センターを設置しております。

以上のように当社では、当社独自の受注・販売体制ならびに物流ネットワークを連携させ、業務用向・個人向における様々なお客様のニーズに対して、きめ細やか且つ、フレキシブルな配達サービスを提供できる体制を整えております。

[当社物流体制図]

当社の主な物流の体制は、下図のフローとなっております。



また、当社グループは酒類販売事業の単一セグメントではありますが、売上高を「業務用売上」、「宅配売上」、「POS売上」、「卸その他売上」の4つに区分しております。

①業務用売上

当社グループでは、お客様の業態・配達量・決済方法・発注頻度等に応じて顧客管理を行っており、主に料飲店、販売契約を締結していただいている企業等の法人顧客に対して、業務用顧客として顧客コードを付して管理しております。業務用売上は、業務用顧客コードが付されたお客様の売上であり、主に、大手居酒屋チェーン、料飲店、その他の法人顧客に対する売上を表しており、各業務用センター及び各店舗・小型倉庫から配達された売上となっております。

②宅配売上

宅配売上は、一般のご家庭やオフィス等（業務用向以外のお客様）からご注文を受け、各店舗・小型倉庫からご自宅や指定場所に配達することで発生する売上となっております。

③POS売上

POS（注）売上は、主に、各店舗にご来店いただいたお客様に、店舗のPOSレジを通して購入いただくことにより発生する売上となっております。

④卸その他売上

卸その他売上は、主に、同業の酒類販売事業者に対する、卸売上となっております。

（注）POSとは「Point of sale system」（販売時点情報管理システム）の略であります。

4 【関係会社の状況】

a. 親会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の被所有 割合 (%)	関係内容
株式会社SKY グループホール ディングス	東京都千代田区	10	資産管理 不動産管理	96.4	出資、資金の借入及 び債務保証、固定資 産の取得並びに賃貸 物件に対する債務保 証

b. 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
株式会社検校	神奈川県横浜市 都筑区	18	酒類・飲料・食品販 売	100.0	商品の仕入・販売
株式会社NSK	東京都北区	10	投資管理	100.0	投資及び投資管理 役員の兼務 1名
株式会社 KYマネジメント	東京都千代田区	10	不動産管理	100.0	社宅等の運営・管理

- (注) 1. 特定子会社に該当する会社はありません。
 2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 3. 当社グループの報告セグメントは酒類販売事業のみであるため、「主要な事業の内容」欄には、各会社の主要な事業を記載しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和元年10月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
酒類販売事業	1,523 (1,415)
合計	1,523 (1,415)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
 2. パートタイマー等の臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
 3. 当社グループは酒類販売事業の単一セグメントであります。

(2) 提出会社の状況

令和元年10月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
1,513 (1,413)	34.9	7.3	4,556,729

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
 2. パートタイマー等の臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4. 当社は酒類販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 会社経営の基本方針

「なんでも酒や」の事業名の「なんでも」とは、お客様のご要望に「なんでも」応えたいという、当社グループの意気込みや覚悟の表れです。

カクヤスの想いは、「いつでも、どこへでも、どれだけでも」「お客様が必要とされるものを、ご要望にそった形態で」お届けすることです。お客様に一番便利だと感じていただけることを願い、「お酒を中心とした流通のインフラ」となることを経営方針として掲げております。

(2) 目標とする経営指標

当社では、連結売上高及び連結経常利益が当社グループの成長を示す最重要指標と考え、重要視しております。

また、連結営業キャッシュ・フローの最大化を常に念頭に置いた経営にも注力しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

① トップラインの成長戦略

(顧客接点の拡大)

WEBサイト及びスマホアプリの充実並びに業務用向サイトの開発や活用等を通じて、お客様と接触できる機会を増やしてまいります。

(顧客とのつながりの構築)

家庭用顧客に対しては、宅配件数の最大化に向けてのプロジェクトの発足やOne to Oneコミュニケーションを行うためのデータベースマーケティングの導入を行います。

業務用顧客に対しては、販売アイテムの拡充、営業サポートの充実等を通じ、業務用1顧客当たりの購入点数を上げるなど、既存顧客の販売拡充にかかる取り組みを行ってまいります。

(新しい顧客層の取込み)

IT (WEBやスマホ) を活用し、当社のコンセプトや利便性について全国的に認知を拡大するためのアプローチを行います。

WEBやPOSでの多言語表示を行い、在留外国人への対応を強めてまいります。

② 収益力向上への取組み

(粗利率の向上)

「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」の改定である「公正な取引の基準」(以下「酒類の公正な取引に関する基準」)を遵守し、業務用のビール(瓶・樽)の値上げを適切に転嫁していきます。また、お酒以外の関連商品を含め、商品ミックスによりトータルの粗利率向上を図るとともに、高粗利を確保できる商材(PB商品等)を各カテゴリーに準備してまいります。

(経費効率の向上)

社内向け物流拠点である平和島流通センターを最大限活用できるよう、商品ボリューム、配達エリア、店舗配置、オペレーション変更、システム導入等により最適効率を追求し、実質的な仕入価格を低減させていき、出店の低コスト化に取り組みます。さらに、経費の使用に当たっては、費用対効果をより厳しく審査していきます。投資案件においては、改めて相見積りを取ることで投資金額のミニマム化を図ってまいります。

(4) 経営環境

国内酒類市場の販売（消費）数量は年々減少傾向にあります（出所：国税庁課税部酒税課「酒のしおり 平成31年3月」）。これは国内人口が減少過程に入ると共に、成人の人口に占める60歳以上の割合が増加していることにより、飲酒者が減少している点が挙げられます。また、成人1人当たりの酒類消費量も減少傾向にある事も要因と考えられます（出所：国税庁課税部酒税課「酒のしおり 平成31年3月」）。しかしながら、人口の一極集中化により、当社グループの主要販売エリアである、東京・神奈川・大阪の酒類消費数量は増加傾向で推移しております。またウイスキー・チューハイ等の商品カテゴリーは好調に推移していると共に、日本・EUでの経済連携協定（EPA）によりEUワインの国内での需要の拡大が予測されます。さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを背景とした外国人観光客需要に下支えされた業務用市場の底堅さなどにより、市場の下げ止まりの兆しも見えてきております。

(5) 会社の事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループが営業活動を行っている、酒類食品流通業界を取り巻く環境は、若年層の飲酒離れや高齢者の増加により酒類飲用量が減少傾向となっております。また、人材不足による配達人員の確保の問題があります。このような市場環境の中、当社グループが対処すべき課題は以下のとおりです。

① 事業運営の効率化

労働力不足や景気の浮揚を背景に、人件費が上昇傾向にあり、販管費率を押し上げてきております。人材を確保するとともに、効率的な人員及びシステムの活用を行い事業運営の効率化を図ってまいります。

② 業務用販売の強化

業務用販売の顧客である料飲店等の閉店や離反を上回る新規取引先の獲得により持続的な成長を目標としております。取引先の維持及び新規獲得を、様々な顧客の要望に対応するための受注サイトの構築や営業担当者の育成などにより、再度強化し販売先の増加に努めてまいります。

③ 家庭用販売の強化

宅配販売については売上の成長が鈍化しております。この原因としては、大手Eコマース業者へのお客様の流出や配達希望が集中する時間帯においてお客様のご要望に答えきれていないことの両面が影響しております。ご注文の集中時における配達人員の確保等の取り組みを行うと共に、自社配達のみめ細やかなサービスの提供により今後の成長に努めてまいります。

POS販売については苦戦が続いており、「酒類の公正な取引に関する基準」施行により価格面の優位性が薄れ厳しい戦いとなっております。POS販売を中心に営業展開しております、KYリカーでは、店舗のコンセプトを見直し、新コンセプトとして「お酒の楽しさ販売」を掲げ、酒類に関する情報発信やお客様との接点を増やし、お客様にとって唯一無二の酒屋となるべく取り組みを行っております。

④ Eコマース活用による取り組み

宅配受注におけるWEBサイト、スマホサイト経由比率は年々上昇し、今後も増加する傾向にあります。Eコマース市場においても他社との競争が激化しており、配達料負担の有無を含めた実質販売価格での競争となっておりますが、当社グループとしましては、収支のバランスを見極め、お客様視点からの利便性を追求し営業活動を行ってまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は、以下のようなものがあります。また、以下の記載は当社グループ株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありません。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)国内市場・経済の動向及び人口の変動による影響について

当社グループの売上は、日本国内を販売先とし、およそ9割が酒類の販売による売上となっております。酒類販売は、今後の国内景気の動向、国内人口の減少、少子高齢化による影響を受けるため、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2)労働環境の変化、人材の確保について

当社グループが、今後更なる業容拡大を図るためには、配達職、パート・アルバイト労働者、優秀な人材の確保及び社内人材の育成、人材の外部流出の防止が重要な課題と考えております。足元ではEコマース市場の成長による宅急便需要の増加やサービスの高度化により、配達事業者との人材確保競争が激しくなっております。

当社グループは、免許取得サポートや社員寮の拡充、多様な働き方の提供や業務に見合った報酬体系を構築することで、配達職の確保に努めておりますが、今後、労働力の減少により人材確保競争の激化、景気回復、雇用環境の好転に伴う賃上げ圧力の増大、社会保障政策に伴う社会保険料率の引き上げ等による人件費の上昇、処遇格差の縮小を目的とする各種労働関連法等により労働コストが増加した場合、社内人材の育成及び採用が進まない場合、人材が外部に流出した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3)地震、台風、津波、豪雪等の自然災害について

事業拠点の主要施設は、防火、耐震対策等を実施し、災害等によって事業活動の停止或いは商品供給に混乱をきたすことのないよう努めております。

当社グループの店舗・施設の周辺地域において、予想を超える大地震・津波・風水害等の自然災害、火災等による、①商品、店舗、物流施設、情報システム及びネットワークの物理的な損害、②当社グループの販売活動や物流・調達活動の阻害、③料飲店等の事業運営に支障が出る等の場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの拠点が東京都23区に集中していることから、東京都23区及びその周辺において上記の自然災害が発生した場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4)法律、規制等の変更について

当社グループは、国内で事業を遂行していくうえで、酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、未成年者飲酒禁止法、食品衛生法等様々な法的規制の適用を受けております。これらの法律、規制、基準等が変更された場合、または予期し得ない法律、規制等が新たに導入された場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5)税制改正について

酒類販売、飲料販売、食品販売は、消費マインドの変化による影響を受けるため、消費税や酒税の税制改正等が行われた場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。特に、令和2年から段階的に実施される酒税の税率変更は、酒類販売への影響が大きく、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6)酒類販売業免許について

当社では、酒税法で管理されている「酒類販売業免許」を取得しております。酒類販売業免許は酒類を継続的に販売すること（営利目的とするかどうか又は特定若しくは不特定の者に販売するかどうか問わない）が認められる酒類の販売免許で有効期限はありません。当該免許は、当社の主要な事業活動を継続する上で不可欠な免許であり、本書提出日までの間において、取消事由は発生していません。しかしながら、将来において、当該免許の取消等があった場合には、主要な事業活動に支障をきたすとともに業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該免許の主な取消事由には、①国税若しくは地方税に関する法令、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律若しくはアルコール事業法の規定により罰金の刑に処せられ、又は国税通則法若しくは関税法の規定により通告処分を受けた場合、②未成年者飲酒禁止法の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより罰金の刑を受けた場合等があります。

(7) 競合による影響について

当社は、国内酒類市場において、業務用向販売及び個人向販売に事業展開をしており、競合他社の活動状況、顧客嗜好の変化等の影響を受けております。業務用向販売については、当社を含めた大手業務用酒販店での競争が激しくなっており、個人向販売については、酒類専門小売業者以外にも、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、インターネット通信販売等の大小様々な事業者が多く存在しており競争が激化しております。

顧客の利便性を日々追求し、消費財流通サービスを業務用向販売及び個人向販売ともに拡大して参りますが、予期し得ない競合他社の活動、顧客嗜好の変化等が生じた場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 通信回線について

通信網等の維持管理は電話事業者において行われており、当社グループが顧客に当社サービスを確実に提供するためには、電話事業者の通信網等が適切に機能していることが前提となります。電話事業者の通信網等が適切に機能していないことにより、受注業務等に支障が生じた場合、当社サービスの全部もしくは一部の停止、または水準低下が発生し、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 情報セキュリティ及び個人情報の管理について

当社グループは事業の過程において、多くの個人情報を取り扱っております。コンピュータネットワークや情報システムの果たす役割が高まり、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する対応は、事業活動を継続する上で不可欠となってきております。一方、近年ソフト・ハードの不具合やコンピュータウィルスなどによる情報システムの障害、個人情報の漏えいなど、様々なリスクが発生する可能性が高まってきております。

当社グループは、情報セキュリティ及び個人情報保護を経営の重要課題の1つとして捉え、体制の強化や社員教育などを通じて、システムとデータの保守・管理に万全を尽くしております。しかしながら、万一個人情報が外部へ漏洩するような事態となった場合や不正利用などの事態が生じた場合は、社会的信用が毀損し、売上減少又は損害賠償による費用の発生等が考えられ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 配達業務について

当社グループの配達業務を伴う売上高の連結売上高に対する構成比は第37期連結会計年度において86.1%となっており重要な割合を占めております。国や自治体等による祭礼行事等の催し物・路上競技等による交通規制、停電、通信障害等により、配達業務が困難な状況になった場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 主要な物流拠点について

当社グループの主要な物流拠点は業務用センター11拠点、首都圏各店舗のマザーセンターである平和島流通センターが1拠点（令和元年10月末現在）あります。業務用センター及び平和島流通センターで災害、停電、通信障害、施設の破損やメーカー及び問屋から何らかの理由により商品が納品されない等の事象が発生し各センターが運営出来ない状況になった場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 重大交通事故による社会的信用低下について

当社グループは、公道を使用して車両により営業及びサービス活動を行っております。当社グループは車両運行にあたり、人命の尊重を最優先とし、安全管理対策に努めておりますが、社員が重大な交通事故を発生させてしまった場合には、社会的信用が低下し、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 訴訟その他法的手続きについて

当社グループは、現在業績及び財務状況に影響を及ぼすような訴訟等は発生してはおりませんが、その事業活動の遂行において、消費者、取引先及び従業員等により提起される訴訟その他の法的手続の当事者となるリスクを有しています。これらの手続きは結果の予想が困難であり、多額の費用が必要となったり、事業活動に影響を及ぼしたりする可能性があります。さらに、これらの手続きにおいて当社グループに不利な判断がなされた場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 特定商品への依存について

当社グループの売上は、ビール類の仕入高比が第37期事業年度46.5%となっており重要な割合を占めております。当社グループは、ビール類以外の酒類全般における商品ラインアップの充実、酒類事業以外の飲料、食品の取扱い等の拡大を図っておりますが、市場動向によるビール類販売の大幅な減少等、予期せぬ事態が発生した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 業績の季節変動、天候等について

酒類の販売は、一般的には行事やお祝い事等の特別な日に需要が高まり、ビール類は気温の高い日に需要が高まるなど、季節や天候に左右されることがあります。当社グループにおいては、年末の12月や夏季の7月に需要が高まり、売上が増加いたします。このような繁忙期に何らかの要因により営業に支障が生じた場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 商品の安全性について

当社グループは、商品の安全性に日頃より十分な注意を払い、食中毒や異物混入の未然防止のため、商品管理の徹底、チェック体制の確立などに努めておりますが、当社グループの取り組みを超えた問題が発生した場合には、当社グループの商品に対する信頼の低下、対応コスト等が発生し、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(17) レピュテーションリスクについて

当社グループは、現在業績及び財務状況に影響を及ぼすような従業員等による不適切な情報発信からなる風評被害は発生しておりませんが、事業を遂行していくため、多くの従業員を雇用しております。近年、社会的に、SNS等を用いた従業員による不適切な情報発信からなる風評被害が頻発していることを受け、当社グループでもSNSに関するガイドラインを設けて研修、教育を行ない防止に努めております。しかしながら、従業員から不適切な情報が発信された場合には、当社グループの社会的信用が毀損し、レピュテーションが低下する事があり、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 親会社グループ等との関係について

① 資本的関係について

当社の親会社である株式会社S K Yグループホールディングスは、第37期連結会計年度末現在、当社発行済株式の96.4%を所有しておりますが、当社グループは親会社への事前承認事項はなく、独自に経営方針・政策決定及び事業展開についての意思決定を行っております。しかしながら、上場後も同社の株式保有比率は過半数を超える見込みであり、同社は、当社の筆頭株主として基本事項に関する決定権又は拒否権を保有しているため、当社グループの意思決定に対して同社が影響を与える可能性があります。

② 人的関係について

当社グループと株式会社S K Yグループホールディングスとの間で、役員の兼務、従業員の出向など人的な関係はありません。今後も親会社グループからの独立性を確保していくために、親会社グループとの間で役員の兼務、従業員の出向等は行わない方針であります。

③親会社グループ各社及び代表取締役社長との取引関係について

当社グループは、親会社グループ各社及び代表取締役社長との取引を行っており、第37期連結会計年度における取引は、次のとおりとなっています。

(単位：百万円)

会社等の名称又は氏名	関連当事者との関係	取引の内容	取引の金額
株式会社SKYグループホールディングス	資金の借入及び返済 (注) 1	資金の借入 資金の返済	14,800 17,850
	銀行借入に対する債務保証 (注) 2	債務保証	6,800
	固定資産の取得 (注) 3	城北センターの取得 新社屋の取得	350 950
	賃貸物件に対する債務保証 (注) 4	賃借物件の保証	10
オフィス・デポ・ジャパン株式会社	消耗品の購入 (注) 5	消耗品の購入	47
株式会社リンクフローリスト	事業の譲受 (注) 6	事業の譲受	18
	商品の購入 (注) 7	祝花等の購入	1
佐藤 順一	賃貸物件に対する債務保証 (注) 8	当社賃借契約に対する 債務被保証	81

(注) 1. 資金の借入については、市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。なお、平成30年6月に借入及び返済取引を終了しております。

(注) 2. 債務保証については、銀行借入等の債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受領しておりません。令和元年8月15日に解消しております。

(注) 3. 不動産鑑定士の鑑定価格を参考にして交渉により決定しております。

(注) 4. 債務保証については、賃借物件の保証を受けているものであります。保証料は支払っておりません。令和元年8月1日に解消しております。

(注) 5. 独立第三者間と同様の一般的な取引条件で行っております。なお、この取引は、平成31年3月に終了しております。

(注) 6. 事業譲受価額については、独立した第三者による評価を参考に決定しております。

(注) 7. 当社グループは、顧客より指定があった場合のみ、業務用顧客に贈る開店祝花を親会社グループの株式会社リンクフローリストより購入しており、第38期第2四半期連結累計期間の取引金額は0百万円となっております。

なお、株式会社リンクフローリストの利用にあたっては、当社だけではなく他の納入業者（食材業者・資材業者等）すべてが株式会社リンクフローリストに依頼をしているため、当社グループだけ別の花屋に変更すること及び協賛をしないことは、以後の顧客との取引に影響が出ることが想定されることから、本取引継続は販売先との有効な関係を維持するため、継続する方針としております。

(注) 8. 当社賃借契約に対する債務保証につきましては、当社の賃貸契約に対し、債務保証を受けておりますが、保証料は支払っておりません。今後は賃貸先との交渉により当該債務保証を解消していく方針であります。第38期第2四半期連結累計期間における取引金額は37百万円であります。

なお、上記以外に当社グループは、親会社グループの株式会社ミクリードより、当社の販売先に販売するための食材を仕入れておりますが、代理取引のため、当該仕入金額と販売先への売上金額を相殺処理しております。第37期連結会計年度における相殺前の仕入取引金額は114百万円であります。第38期第2四半期連結累計期間における相殺前の仕入取引金額は333百万円であります。

親会社グループ各社との取引については、社外取締役2名、社外監査役3名、管理部門管掌取締役1名で構成される諮問委員会において、当該取引の事業上の必要性及び取引条件の妥当性の検証を行ったうえで、取締役会の承認を得ることとし、取引の必要性及び妥当性を確保する体制を築いております。

④競合について

親会社グループ各社の事業内容は、業務用食品・食材の企画・販売、文房具・オフィス用品の通信販売、オフィス建装、生花・花器・輸入及び販売、冠婚葬祭用の贈答品、投資事業等となっております。このうち、業務用食品・食材の企画・販売を行う株式会社ミクリードは酒類の取り扱いをしておりますが、販売品目としては主に料理酒、みりん等の調味料の取扱いとなることから、当社が主に販売する飲料用の酒類とは棲み分けがなされており、競合関係はありません。

しかし、今後、当社グループの経営方針及び事業展開を変更した場合、又は、親会社グループ各社が経営方針及び事業展開を変更した場合には、将来的に競合する可能性があり、当社グループの業績及び財務状況に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

(19) M&A及び事業提携・資本提携について

当社グループは、既存事業の規模拡大及び新たな事業分野に進出するに際し、M&A、資本提携を行う場合があります。実行するにあたっては対象会社に対して、入念な調査、検討を行います。実施後に業績未達等によるのれん等の減損、当初予期していなかった事業上の問題の発生・取引関連費用の負担等によって、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、資本・業務提携については、当初に企図した成果が得られないと判断される場合は、契約の解消による出資の解消等が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 減損損失について

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。今後とも収益性の向上に努める所存ですが、店舗業績の不振等により、固定資産及びリース資産の減損会計による損失を計上することとなった場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(21) 資金調達及び調達コストについて

当社グループは、資材の調達などのための資金を迅速に、かつ確実に取得するために、資金の一部を有利子負債で調達しております。調達の際は、金利の変動リスクを軽減するために、固定金利での調達やデリバティブ取引を利用しているものの、金利の大幅な上昇があった場合、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

(22) ストック・オプションと株式の希薄化について

当社グループは、当社取締役及び当社従業員に対するインセンティブ付与を目的としたストック・オプション制度を採用しております。そのため、現在、当社取締役及び当社従業員に付与されている新株予約権の行使が行われた場合、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は下記のとおりとなります。

① 財政状態の状況

第37期連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（資産）

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ369百万円増加し、28,920百万円となりました。

流動資産は、1,052百万円減少し16,503百万円となりました。主な要因は、現金及び預金の減少506百万円、受取手形及び売掛金の減少316百万円、未収入金の減少259百万円によるものであります。固定資産は1,421百万円増加し、12,417百万円となりました。これは主に建物及び構築物の増加1,250百万円、土地の増加769百万円によるものであります。

（負債）

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ1百万円増加し、24,237百万円となりました。

流動負債は、1,007百万円減少し20,124百万円となりました。主な要因は買掛金の減少523百万円、短期借入金の減少416百万円によるものであります。

固定負債は、1,009百万円増加し4,113百万円となりました。主な要因は長期借入金の増加1,215百万円、リース債務の減少212百万円によるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ367百万円増加し4,682百万円となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益745百万円の計上による増加と利益剰余金の配当による減少334百万円によるものであります。

第38期第2四半期連結累計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

（資産）

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ865百万円増加し、29,786百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ491百万円増加し、16,994百万円となりました。主な要因は、受取手形及び売掛金の減少401百万円、未収入金の増加857百万円によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ374百万円増加し、12,791百万円となりました。主な要因は、建設仮勘定の増加218百万円及びソフトウェアの増加190百万円によるものであります。

（負債）

当第2四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ541百万円増加し、24,779百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べ1,024百万円増加し、21,148百万円となりました。主な要因は、買掛金の増加925百万円によるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ482百万円減少し、3,631百万円となりました。主な要因は、長期借入金の減少339百万円及びリース債務の減少99百万円によるものであります。

（純資産）

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ323百万円増加し、5,006百万円となりました。これは、親会社株主に帰属する四半期純利益510百万円の計上による利益剰余金の増加、利益剰余金の配当による減少180百万円、その他有価証券評価差額金の減少6百万円によるものであります。

② 経営成績の状況

第37期連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続いているものの、米国の政策、アジア経済の動向、今後の消費税率の引上げ及び大規模自然災害の発生等により、依然として先行きに不透明感を残す状況で推移しております。

酒類食品流通業界におきましては、業種・業態を超えた競争環境の激化や、店舗や業務用センターにおける人手不足及びコストの上昇等により、引続き厳しい経営環境が続いております。

このような市場環境の中、当社グループは基本コンセプトである「お客様のご要望になんでもお応えしたい」という姿勢で、業務用・家庭用のお酒の消費シーンのサポートを通じ、配達体制、配達効率、人材育成、接客スキル等を磨き、お客様にとって使い勝手の良い流通モデルを作ることに取り組んでおります。

店舗及び配達拠点の展開につきましては、配達体制や配達効率の強化を図るために、なんでも酒やカクヤスの小型配達拠点（POS販売を行わない拠点）として4月に「KAKUYASU class 銀座ワインセラー」、9月に「歌舞伎町2丁目SS」、10月に「本町SS」、「渋谷南平台SS」を出店いたしました。さらに、なんでも酒やカクヤスの業態では、11月に「なんば西店」、12月に「新橋3丁目店」を出店しました。KYリカーの業態では、12月に「本厚木店」を出店しました。閉鎖店では、なんでも酒やカクヤス「ワインセラー銀座」を「KAKUYASU class 銀座ワインセラー」の出店に伴い業務の移管のためにスクラップアンドビルドし、不採算店であった、関西の丸八2店を8月に閉店いたしました。その他、10月に業務用センターである「城北センター」の建替え開設をしました。

また、当社グループの連結収支の改善を図るために、ディスカウント業態で営業を行ってまいりました「大安」4店舗を12月で閉店し、子会社である株式会社大安を吸収合併いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における各業態の物流センター、店舗数は下の表のとおりとなっております。

地域		業務用センター・社内物流センター			なんでも酒やカクヤス（注）			KYリカー店舗他		
		平成30年 3月末	平成31年 3月末	増減	平成30年 3月末	平成31年 3月末	増減	平成30年 3月末	平成31年 3月末	増減
関東	東京都（23区）	8	7	△1	143	145	2	6	4	△2
	東京都（23区外）	1	1	－	2	2	－	6	6	－
	神奈川県	1	1	－	11	11	－	20	21	1
	千葉県	1	1	－	1	1	－	－	－	－
	埼玉県	1	1	－	1	1	－	1	1	－
関西	大阪府	1	1	－	10	12	2	3	－	△3
合計		13	12	△1	168	172	4	36	32	△4

（注）なんでも酒やカクヤスの拠点は、店舗・小型倉庫及びWEBセンターを含んでおります。

（各売上区分の状況）

「業務用」では、売上高77,385百万円（前連結会計年度比0.4%増）の結果となりました。

「酒類の公正な取引・販売管理に関するルール改正（平成28年6月酒税法等の一部改正に伴う変更）」以降、「業務用」の客単価は前期の実績を上回って（前連結会計年度比1.3%増）推移しておりますが、顧客数は微減（前連結会計年度比0.9%減）となりました。

「POS」では、売上高15,067百万円（前連結会計年度比5.6%減）、「宅配」では売上高16,061百万円（前連結会計年度比0.9%減）の結果となりました。

一般消費者向の「POS」、「宅配」とともに、若者や高齢者の飲酒離れの影響、Eコマースの浸透や競合となる販売施設の増加等が要因となり、それぞれ顧客数が減少（前連結会計年度比「POS」4.4%減、「宅配」5.3%減）いたしました。また、「POS」では、ビールの購入者がハイボールや酎ハイ等、低価格商品に購入をスイッチしていること等による購入単価の低下の影響を受けて、客単価が減少（前連結会計年度比1.3%減）いたしました。また、「宅配」では、まとめ買いのご注文（1注文当りの販売数量）が増え、客単価が増加（前連結会計年度比4.6%増）いたしました。

※顧客数とは、「業務用」においては1カ月に1回以上売上有る料飲店等の数（個店ベース）、「宅配」においては配達件数、「POS」ではPOSレジの取引件数を指します。

客単価とは、「業務用」では1カ月に1回以上売上有る料飲店等の1カ月当りの売上金額の平均金額、「宅配」では配達1回当たりの平均金額、「POS」では、POSレジ取引件数の1回当たりの平均金額を指します。

（利益等の状況）

売上総利益は、酒税法改正による値上げの影響により、売上総利益率が19.8%（前連結会計年度比0.9ポイント増）となり、21,562百万円（前連結会計年度比3.9%増）となりました。

販売費及び一般管理費は、当社の成長の源泉である配送力を強化するため、アルバイト配送人員を拡充しましたが、業績連動賞与の減少による従業員給与・手当の減少等により、19,782百万円（前連結会計年度比0.2%減）となりました。

営業外損益は、26百万円（前連結会計年度比81.3%減）の収益となりました。これは前連結会計年度に立退料の営業外収益が計上されたことによるものであります。

特別損益は、特別損失において、店舗等の設備の減損損失及びのれんの減損損失が計上されたことにより、524百万円（前連結会計年度比22.2%増）の損失となりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの連結業績は、売上高108,715百万円（前連結会計年度比1.2%減）、経常利益1,806百万円（前連結会計年度比68.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益745百万円（前連結会計年度比71.6%増）となりました。

なお、当社グループは、酒類販売事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

また、売上区分別、出荷拠点別の売上構成比は以下のようになっております。

(%)

	業務用センター	なんでも酒やカクヤス	KYリカー他	合計
業務用	44.9	25.6	0.6	71.2
宅配	—	14.7	0.0	14.8
POS	—	7.5	6.3	13.8
卸その他	0.0	0.1	0.1	0.2
合計	44.9	47.9	7.1	100.0

第38期第2四半期連結累計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、個人消費が持ち直し、雇用・所得環境の着実な改善が続く中、緩やかに回復しています。一方で、米中貿易摩擦の影響などもあり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが事業活動の中心としております酒類食品流通業界におきましては、小売業の業態を超えた販売競争が激化するとともに、人手不足を背景とした人件費や物流費の上昇などにより、依然として厳しい経営環境となっております。

このような状況のもと、当社グループは「お客様のご要望になんでもお応えしたい」という基本コンセプトのもと、中期経営計画に掲げた「トップラインの成長」、「収益力の向上」に向けて、新規顧客の開拓及び既存販売先との関係強化、店舗の新規出店・リニューアルやWEBサイトの充実等、各種施策を着実に推進しました。

当社グループは、今後も中長期的な企業価値向上と持続的な成長の実現を目指して、さまざまなサービスの提供に積極的に取り組んでまいります。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間における当社グループの連結業績は、売上高55,198百万円、営業利益799百万円、経常利益805百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益510百万円となりました。

売上区分別の売上状況につきましては、「業務用」の売上高は、7月に例年になく気温の低下、日照時間の減少、長雨などの天候不順の影響がありましたが、8月には天候が回復したことによりビアガーデンなどの売上が堅調に伸張したこと、新規取引先が増加したことなどにより、39,195百万円となりました。顧客数は、新規顧客の獲得件数の増加等により前年同期の実績を上回って推移しておりますが、客単価は、競争環境の激化等により前年同期を下回りました。

「宅配」の売上高は、8,216百万円となりました。消費税率の引き上げ前の駆け込み需要の取り込みや配達可能件数の増加により、顧客数は前年同期を上回りました。客単価は、今年の猛暑と比較して、今年は天候不順によりミネラルウォーターなどの飲料需要が伸び悩んだことなどにより、前年同期を下回りました。

「POS」の売上高は、7,625百万円となりました。4月から5月の大型連休や6月から7月にわたる長期の天候不順の影響により顧客数は減少しましたが、客単価は、ワインやウイスキーなどの洋酒類が貢献し、前年同期を上回りました。

なお、当社グループは、酒類販売事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

③ キャッシュ・フローの状況

第37期連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は1,840百万円となり、前連結会計年度末に比べ713百万円増加いたしました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は1,975百万円（前連結会計年度は380百万円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益（1,282百万円）、減価償却費（633百万円）、減損損失（518百万円）等の増加要因が仕入債務の減少額（523百万円）等の減少要因を上回ったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は1,700百万円（前連結会計年度は3,704百万円の支出）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入（1,220百万円）等の増加要因を固定資産の取得による支出（2,865百万円）等の減少要因が上回ったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は438百万円（前連結会計年度は2,338百万円の収入）となりました。これは主に、長期借入れによる収入（1,950百万円）等の増加要因が長期借入金の返済による支出（734百万円）、短期借入金の純減少額（416百万円）、配当金の支払額（334百万円）等の減少要因を上回ったことによるものであります。

第38期第2四半期連結累計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は1,748百万円となり、前連結会計年度末に比べ91百万円減少いたしました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は737百万円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益804百万円及び仕入債務の増加額925百万円等の増加要因が、未収入金の増加額859百万円等の減少要因を上回ったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は701百万円となりました。これは主に、固定資産の取得による支出668百万円等の減少要因によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は128百万円となりました。これは主に、短期借入金の純増加額492百万円の増加要因を長期借入金の返済による支出339百万円、配当金の支払額180百万円等の減少要因が上回ったことによるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

該当事項はありません。

c. 仕入実績

第37期連結会計年度及び第38期第2四半期連結累計期間の仕入実績は、次のとおりであります。

なお、当社グループは、酒類販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	第37期連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	前年同期比 (%)	第38期第2四半期連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)
酒類販売事業 (百万円)	87,165	97.4	44,379
合計	87,165	97.4	44,379

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

d. 販売実績

第37期連結会計年度及び第38期第2四半期連結累計期間の販売実績は、次のとおりであります。

なお、当社グループは、酒類販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	第37期連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	前年同期比 (%)	第38期第2四半期連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)
酒類販売事業 (百万円)	108,715	98.8	55,198
合計	108,715	98.8	55,198

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 販売実績の4つの区分の「業務用」、「宅配」、「POS」、「卸その他」別の売上は以下の通りです。

区分名	第37期連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	前年同期比 (%)	第38期第2四半期連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)
業務用 (百万円)	77,385	100.4	39,195
宅配 (百万円)	16,061	99.1	8,216
POS (百万円)	15,067	94.4	7,625
卸その他(百万円)	201	24.7	161
合計	108,715	98.8	55,198

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表を作成するに当たりまして、重要となる会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおりであります。

当社の経営陣は、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行っております。しかしながら、これらの見積り及び判断は不確実性を伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループは、自社直営の店舗と店頭販売を行わない小型倉庫拠点及び業務用センターを組み合わせた配達網の構築への投資を積極的に行い、継続的な事業成長を実現いたしました。

また、売上高の拡大に向けて、顧客数増加の各種施策に取り組んでまいりました。業務用販売におきましては取引先の維持及び新規顧客の獲得に取り組むとともに、家庭用販売においては顧客接点の拡大に向けて新規店舗の出店やWEBサイトの利便性向上を継続して行ってまいりました。新規出店につきましては、既存店舗との相乗効果や配達効率を考慮して、効率的な配達ネットワークを構築し、売上成長を加速してまいります。

なお、経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② 経営成績の状況 ③ キャッシュ・フローの状況」に含めて記載しております。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因については、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(4) 経営者の問題認識と今後の方針

経営者の問題認識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、主に営業活動により得られた資金を新規出店に係る設備投資等に充当しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第37期連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

当連結会計年度の設備投資の総額は2,446百万円で、主に店舗の新設及び増強並びに維持管理にかかるものであります。また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当連結会計年度における設備投資の概要は以下のとおりであります。

内訳としては、本社の新オフィスが950百万円、城北センターのリニューアルが969百万円、新規出店の7店舗を含む設備投資が341百万円、社員寮等の福利厚生施設が184百万円であります。

当社グループは酒類販売事業の単一セグメントであるため、設備投資の状況についてセグメント別の記載を省略しております。

第38期第2四半期連結累計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

当第2四半期連結累計期間の設備投資の総額は223百万円で、主に新規出店2店舗の新設及び維持管理にかかるものであります。また、当第2四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当第2四半期連結累計期間における設備投資の概要は以下のとおりであります。

内訳としては、本社の新オフィスが46百万円、新規出店店舗のKAKUYASU class 赤坂2丁目店が28百万円、KAKUYASU class 六本木駅前店が27百万円、その他店舗の増強及び維持管理のための設備投資が121百万円であります。

当社グループは酒類販売事業の単一セグメントであるため、設備投資の状況についてセグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成31年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額						従業員数 (人) (外、平均臨時 雇用者数)
		建物 及び構築物 (百万円)	車両運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積m ²)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万 円)	
本社 (東京都北区)	事務所	891	—	998 (1,892.59)	16	58	1,964	482 (166)
なんでも酒や カクヤス王子店 (東京都北区) 他171店舗	酒類等 販売場	347	7	— (—)	—	42	396	432 (1,070)
KYリカー相模原 店(神奈川県相模原市 中央区)他29店舗	酒類等 販売場	78	—	— (—)	—	11	90	52 (139)
中央センター (東京都江東区) 他10センター	販売物 流倉庫	1,419	—	1,131 (3,626.77)	—	44	2,595	387 (47)
平和島流通 センター (東京都大田区)	社内物 流倉庫	86	—	— (—)	—	31	118	77 (15)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品の合計であります。

4. 当社は酒類販売事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。また、パートタイマー等の臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

6. 本社及び一部のセンター以外の建物は賃借しており、年間の賃借料は、2,812百万円であります。

(2) 国内子会社

平成31年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額					従業員数 (人) (外、平均臨 時雇用者数)	
			建物 及び構築物 (百万円)	車両運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
株式会社 検校	事務所他 (東京都千代田区)	事務所	—	—	— (—)	—	—	—	10 (1)
株式会社 KYマネジ メント	本社 (東京都千代田区)	事務所	1	—	— (—)	—	—	1	1 (1)
株式会社 KYマネジ メント	福利厚生施設 他10拠点	社員寮等	533	—	866 (2,275.82)	—	—	1,400	—

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品の合計であります。
4. 当社グループは酒類販売事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。また、パートタイマー等の臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】（令和元年10月31日現在）

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。計画策定に当たっては経営会議等において提出会社を中心に調整を図っております。

なお、最近日現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
			総額 (百万 円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 本社	東京都 北区	本社第2 ビル改修	315	202	自己資金 及び借入金	平成31年 4月	令和元年 12月	(注) 2
当社 本社	東京都 北区	ECサイト（自 社サイトの電子 商取引）開発等	260	150	自己資金、 借入金及び 増資資金	令和元年 5月	令和2年 3月	(注) 2
当社 福利厚生施設	東京都 足立区	社員寮等	242	—	自己資金 及び借入金	令和元年 12月	令和2年 8月	(注) 2
当社 店舗	東京都 ほか	POSレジスタ ー更新	612	—	自己資金、 借入金及び 増資資金	令和2年 4月	令和2年 5月	(注) 2
当社 平和島流通 センター	東京都 大田区	倉庫作業効率化 投資	173	—	自己資金、 借入金及び 増資資金	令和2年 4月	令和3年 3月	(注) 2
当社 店舗	東京都 ほか	新規出店 2店	60	—	自己資金、 借入金及び 増資資金	令和元年 11月	令和2年 3月	(注) 2
当社 店舗	東京都 ほか	看板設置・リニ ューアル等	60	—	自己資金、 借入金及び 増資資金	令和元年 11月	令和2年 3月	(注) 2
当社 店舗	東京都 ほか	新規出店 4店舗	120	—	自己資金、 借入金及び 増資資金	令和2年 4月	令和3年 3月	(注) 2
当社 店舗	東京都 ほか	新規出店 4店舗	120	—	自己資金 及び借入金	令和3年 4月	令和4年 3月	(注) 2
当社 店舗	東京都 ほか	移転出店・その 他	40	—	自己資金 及び借入金	令和3年 4月	令和4年 3月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力（店舗においては売場面積）については、現時点において計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

3. 当社グループは、酒類販売事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備更新のための除却を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

(注) 令和元年9月13日開催の臨時株主総会決議により、令和元年9月30日付で、普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行い、併せて発行可能株式総数を増加させました。分割後の発行可能株式総数は、19,000,000株増加し、20,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,240,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	7,240,000	—	—

(注) 1. 令和元年9月13日開催の臨時株主総会決議により、令和元年9月30日付で、普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は6,878,000株増加し、7,240,000株となっております。

2. 令和元年9月13日開催の臨時株主総会決議により、令和元年9月30日付で、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成29年3月15日	平成30年3月15日
付与対象者の 区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 791 (注) 5	当社取締役 4 当社従業員 585 (注) 6
新株予約権の数(個)※	3,342 [3,272] (注) 1	4,572 [4,436] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種 類、内容及び数(株)※	普通株式 16,710 [327,200] (注) 1、4	普通株式 22,860 [443,600] (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額 (円)※	10,455 [523] (注) 2、4	11,268 [564] (注) 2、4
新株予約権の行使期間※	自 平成31年3月17日 至 令和8年12月16日	自 令和2年3月17日 至 令和9年12月16日
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本 組入額(円)※	発行価格 10,455 [523] 資本組入額 5,227.5 [262] (注) 4	発行価格 11,268 [564] 資本組入額 5,634 [282] (注) 4
新株予約権の行使の条件※	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項※	当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分 割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を する場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権 (以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合に つき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再 編対象会社」という。)の新株予約権に基づきそれぞれ交付することとする。 この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を 新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨 を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契 約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	

※ 最近事業年度の末日(平成31年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(令和元年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は5株、提出日の前月末現在は100株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
- 調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率
- また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ・新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ・当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ・新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 令和元年9月13日開催の臨時株主総会決議により、令和元年9月30日付で、普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 付与対象者の当社から当社子会社への転籍による区分変更及び退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役4名、当社従業員704名、当社子会社従業員1名となっております。

6. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役4名、当社従業員465名となっております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万 円)	資本準備金残 高(百万円)
平成27年3月10日(注) 1	—	362,000	△178	100	178	359
令和元年9月30日(注) 2	6,878,000	7,240,000	—	100	—	359

(注) 1. 平成27年1月19日開催の臨時株主総会において、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金278百万円のうち178百万円を資本準備金へ振替することを決議したものであります。なお、減資割合は64.1%であります。

2. 令和元年9月13日開催の臨時株主総会決議により、令和元年9月30日付で、普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。

(4) 【所有者別状況】

令和元年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	6	7	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	69,820	—	—	2,580	72,400	—
所有株式数の割 合(%)	—	—	—	96.44	—	—	3.56	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和元年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,240,000	72,400	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は、100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	7,240,000	—	—
総株主の議決権	—	72,400	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付け、将来における持続的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への安定した利益の還元を継続的に行うことを基本方針としております。

第37期事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり996円の配当（うち1株当たり中間配当498円）を実施いたしました。

当社の剰余金の配当は、毎年9月30日を基準日とする中間配当及び毎年3月31日を基準日とする期末配当の年2回を基本方針としており、このほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。また、会社法第459条第1項各号の定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

上場後はこの基本方針に従って、配当性向は30%を目途として、継続的かつ安定的な配当水準の向上につとめてまいります。内部留保資金につきましては、事業基盤拡充のための積極的な投資並びに財務体質の強化のための原資として有効活用し、継続的かつ安定的な成長に努めてまいります。

なお、第37期及び第38期に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成30年12月14日 取締役会（注）	180	498
令和元年6月11日 取締役会（注）	180	498
令和元年11月14日 取締役会	180	24.9

(注) 令和元年9月13日開催の臨時株主総会決議により、令和元年9月30日付で、普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。当該分割が第37期事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり配当金は24.9円であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、お客様の利便性を追求し、更なるきめ細やかな流通体制を築くとともに、法令を遵守し、お酒をより一層楽しめる豊かな社会生活に貢献したいと考えております。株主をはじめ、お客様、お取引様、従業員、地域社会等への社会的責任を果たすとともに企業価値の向上を重視した経営を推進するため、内部統制システムに関する基本方針を制定して企業倫理と法令遵守を徹底し、内部統制システム及びリスク管理体制の整備・強化を推進することをコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. 企業統治の体制の概要

a. 取締役会及び取締役

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名と社外監査役3名の計10名で構成されております。月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催し、法令、定款及び取締役会規程に従い、重要事項について審議・決定を行い、また取締役の業務執行状況の報告を受け、その監督・監視等を行っております。なお、取締役総数に占める社外取締役の割合は28.6%であり、経営監視機能維持の観点から適正な水準であると判断しており、今後もその水準を保つ方針であります。

b. 監査役会及び監査役

監査役会は、社外監査役3名（うち常勤社外監査役1名）で構成され、監査方針及び監査計画の策定を行うとともに、監査に関する重要な事項について意見を交換し共通認識・判断の醸成を図ります。また、監査役会は原則として取締役会の当日に開催し、臨時監査役会は監査の過程における聴取、調査、見聞等から計画外の早急な対処すべき問題等が発見された場合は、その重要性、緊急性を判断し必要に応じて開催いたします。

c. 経営会議

経営会議は、社外取締役2名を含む取締役7名と執行役員8名の計15名で構成されております。社外監査役3名はオブザーバーとして参加する権利を有しております。経営会議は毎月1回以上定期的に開催し、経営会議規程に従い、重要事項について審議・決定を行っております。

d. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、社長を委員長とし組織横断的に構成され、原則として3ヵ月に1回開催し、公益通報窓口またはコンプライアンス担当役員を通じた違反事例についての共有、コンプライアンス違反事例についての再発防止策の施策提言、コーポレートルールの策定、反社会的勢力等の取引排除の監督その他コンプライアンス経営にあたっての重要課題等を検討し取締役会に対して会社の組織運営への提言を行っております。

e. リスク管理委員会

リスク管理委員会は、会社の事業遂行に関わるリスクについて年度ごとに見直しを行い、各部署に適切に対応させ、組織横断的な危機管理は総務部がこれを行うことにより、リスクの発生防止と被害の最小化を図り全体的なリスク管理を実施しております。

また、有事においては社長を委員長とする本委員会が統括して危機管理を行っております。

f. 諮問委員会

諮問委員会は、取締役会の諮問機関として、諮問委員会規程に基づき、社外役員を中心として構成され、社外取締役を委員長とする諮問委員会を設置し、同規程及び関連当事者取引管理規程に基づき、関連当事者取引の開始にあたっての事業上の必要性、取引条件の妥当性の検証し、その結果を取締役会において報告しております。また、関連当事者取引が継続している場合には、最低1年に一度、直近の取引実態を踏まえての、事業上の必要性、取引条件の妥当性を検証し、その結果を取締役会において報告しております。

ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。さらに、企業倫理に則った透明性の高い公正な事業活動を推進することを目的として、関連当事者との取引に関する客観性・独立性のある委員会として、取締役会の諮問機関を設置しております。また、より機動的かつ効率的な業務運営を行うため執行役員制度を導入しております。取締役より業務執行の権限を委譲された執行役員

は、業務執行に専念することにより、当社の経営戦略等の実行をミッションとして各部門を牽引しております。当社がこのような体制を採用するのは、経営における「意思決定並びに業務執行機能」を高め、一層の経営責任の明確化と意思決定の迅速化を実現し、変化の早い厳しい経営環境下での業績向上及び強力なコーポレート・ガバナンスを構築するためであります。取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役及び執行役員によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て業務執行決定を行うものとし、

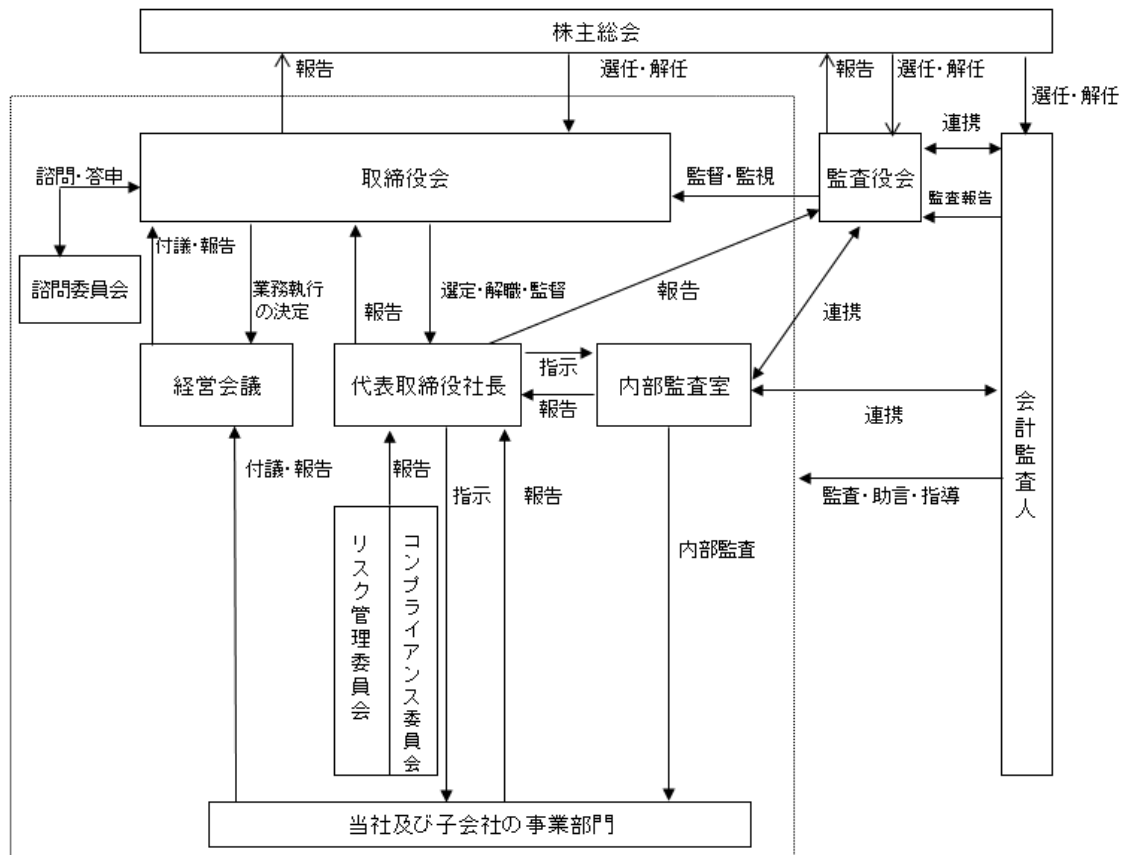
取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定めております。

なお、当社は現在、任意の指名・報酬委員会は設置しておりませんが、指名・報酬等に関する客観性・適時性・透明性のある手続の確立のため、令和元年11月14日開催の取締役会において、令和2年1月15日に指名・報酬委員会の設置することを決議しております。

当社の取締役会及び監査役会、経営会議等は、以下のメンバーで構成されております。（◎は議長を表す。）

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営会議	コンプライアンス委員会	リスク管理委員会	諮問委員会
代表取締役社長	佐藤順一	◎	—	◎	◎	◎	—
代表取締役副社長	田島安希彦	○	—	○	○	○	○
取締役	並木吉彦	○	—	○	—	—	—
取締役	赤坂敏明	○	—	○	—	—	—
取締役	関口信彦	○	—	○	—	—	—
社外取締役	池田勝彦	○	—	○	—	—	◎
社外取締役	辻谷公夫	○	—	○	—	—	○
社外監査役	中谷登	○	◎	※○	※○	※○	○
社外監査役	山田裕士	○	○	※○	—	—	○
社外監査役	筆野力	○	○	※○	—	—	○
執行役員	森山雅司	—	—	○	—	—	—
執行役員	小山隆弘	—	—	○	—	—	—
執行役員	新里正	—	—	○	—	—	—
執行役員	川口雅博	—	—	○	—	—	—
執行役員	篠崎淳一郎	—	—	○	○	○	—
執行役員	前垣内洋行	—	—	○	○	○	—
執行役員	桐原公一	—	—	○	○	○	—
執行役員	棚橋克己	—	—	○	—	—	—
法務部長	本村明子	—	—	—	○	○	—
経営企画部長	秋山敏文	—	—	—	—	○	—
内部監査室長	青山英	—	—	—	※○	※○	—

※社外監査役及び内部監査室長はオブザーバーとして出席しております。



③企業統治に関するその他の事項

その他の企業統治に関する事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制システムの基本方針」を制定し、お客様の利便性を追求し、更なるきめ細やかな流通体制を築くため、全ての役職員が共有し、お客様、お取引様、地域社会等に関わる全ての方々に毎日の業務を通じて貢献することを業務運営の基本方針としております。

当社は、この基本方針を実現するために、内部統制システムを構築し、実効性ある運用を行うものとします。

(取締役の職務の執行にかかる情報（取締役の指揮監督下で業務執行を行う使用人の職務執行に係る情報を含む）の保存及び管理に関する体制)

- ・取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、計算書類及び事業報告並びにそれらの付属明細書の職務執行にかかる情報については、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとします。その他業務執行に関わる書類についても、文書管理規程に則り保存及び管理を行うこととします。
- ・取締役、監査役、コンプライアンス委員会及び内部監査室は、常時これらの文書等を閲覧できます。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- ・当社のリスク管理は、リスク管理規程に定めるとおり、平時においては、各部門所轄業務に付随する危機管理は担当部門がこれを行い、組織横断的な危機管理は総務部がこれを行い、有事においては、社長を本部長とする「リスク管理委員会」が統括して危機管理を行います。
- ・内部監査室は、各部門ごと及び全社の危機管理の状況を監査し、その結果は必要に応じて取締役会、監査役会に報告します。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時及び必要に応じて適宜臨時に開催します。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については取締役及び執行役員によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとします。

・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとします。

(取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

当社は、取締役及び従業員が国内外の法令、定款、社会規範、倫理等を遵守（以下「コンプライアンス」という）した行動をとることが、あらゆる企業活動の前提であるとの認識を共有します。

また、その徹底を図るため、これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されます。

取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化します。

(使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

・コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス委員会規程を定めます。

コンプライアンス委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進します。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとします。

・内部監査室を置くとともに、コンプライアンスの統括責任者として、法務部を置きます。

・取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく経営会議において報告するものとします。

・法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部公益通報システムを整備し、内部公益通報制度規則に基づきその運用を行うこととします。

・監査役は当社の法令遵守体制及び内部公益通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとします。

・社外監査役 中谷登及び内部監査室長 青山英は、オブザーバーとしてコンプライアンス委員会に参加し、意見を述べる権利を有しております。

(当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

i. 子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・子会社を担当する役員または部署を明確にし、必要に応じて適正な管理を行います。

・当社が定める関係会社管理規程に従い、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社に対して定期的に報告を行います。取締役は、当社又は子会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとします。

ii. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のリスク管理は、当社のリスク管理規程に準拠し、当社のリスク管理委員会は子会社のモニタリングを行います。なお、内部監査室は、子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果は必要に応じ取締役会、監査役会に報告します。

iii. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、子会社を担当する部署の責任者及び子会社の社長が出席する会議を必要に応じて適宜臨時に開催します。

・子会社の取締役の決定に基づく業務執行については、各子会社の組織規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとします。

iv. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・内部監査室は、子会社の状況を監査し、その結果は必要に応じて取締役会、監査役会に報告します。

・当社は、子会社の役職員が当社の法務部または外部の弁護士等に対して直接通報を行うことができる当社の内部公益通報窓口を整備します。

(監査役を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の独立性)

監査役は、当社職員に対し、その監査業務に関する補助を依頼することができるものとし、依頼を受けた職員は、その依頼に対し、取締役及び所属部門長の指揮命令を受けないものとします。

(監査役の使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項)

監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならないものとします。

(取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制)

- ・当社の取締役及び使用人は、会社法第357条に定める事項のほか、重要な法令・定款違反、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事案、リスク管理に関する重要な事項について監査役に報告するものとします。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとします。
- ・子会社の取締役及び使用人は、会社法第357条に定める事項のほか、重要な法令・定款違反、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事案、リスク管理に関する重要な事項について子会社統括部署を通じて監査役に報告するものとします。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとします。

(監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制)

内部公益通報制度に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、その他のコンプライアンス上の問題が発生した場合の監査役への適切な報告体制を確保するものとします。

(当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制)

当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。

(反社会的勢力を排除するための体制)

反社会的勢力との関係を根絶するため、「反社会的勢力対応規程」に従い、主管部署たる総務部が「反社会的勢力対応マニュアル」の策定ならびに反社会的勢力に係わる社内各部門からの対応窓口業務、その他関連する業務を統括します。また、不当要求を受けた場合の通報連絡体制の整備、取引業者との基本契約に反社会的勢力の関係排除条項明記など、実践的運用のための社内体制を整備し、徹底します。

b. リスク管理体制整備の状況

当社のリスク管理は、リスク管理規程を定め、平時においては、各部門所轄業務に付随する危機管理は担当部門がこれを行い、組織横断的な危機管理は総務部がこれを行い、有事においては、リスク管理委員会が統括して危機管理を行います。

なお、内部監査室は、各部門及び全社の危機管理の状況を監査し、その結果は必要に応じて取締役会、監査役に報告します。なお、社外監査役 中谷登及び内部監査室長 青山英は、オブザーバーとしてリスク管理委員会に参加し、意見を述べる権利を有しております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として以下のものがあります。

- ・当社が定める関係会社管理規程に従い、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとします。

取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査役に報告するものとします。

- ・グループ会社の経営管理の統括部署は、総務部とします。
- ・子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、コンプライアンス上の問題があると認められた場合は、コンプライアンス委員会に報告するものとします。コンプライアンス委員会は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることもできますものとします。監査役は取締役会にて意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることもできるものとします。

④その他

イ. 取締役の任期

当社は、取締役の任期を1年とする旨を定款に定めております。

ロ. 取締役の定数

当社は、取締役の定数を9名以内とする旨を定款に定めております。

ハ. 取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

その他、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

ニ. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ホ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ヘ. 取締役及び監査役の損害賠償責任（責任限定契約の概要）

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合は、金1千万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を賠償責任の限度額とする内容の賠償責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めております。

池田勝彦及び辻谷公夫は、当社との間で当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。

また、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合は、金5百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を賠償責任の限度額とする内容の賠償責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めております。

中谷登、山田裕士及び筆野力は、当社との間で当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。

これは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものであります。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性10名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	佐藤 順一	昭和34年1月26日	昭和56年 3月 当社 入社 平成5年 7月 当社代表取締役社長 就任 (現任) 平成12年 6月 株式会社サマーソールト 取締役 就任 平成28年 1月 株式会社SKYグループホールディングス 代表取締役社長 就任 平成28年 6月 同社 退任 平成29年 6月 同社 代表取締役社長 就任 平成30年 6月 同社 退任	(注) 3	20,000
代表取締役副社長	田島 安希彦	昭和37年12月23日	昭和63年 3月 株式会社 ジェック第一教育センター (現 株式会社ウィザス) 入社 平成8年 11月 同社 取締役経理部長 就任 平成10年 4月 同社 取締役経理本部長 平成11年 4月 株式会社学育舎 (現 株式会社ウィザス) 取締役経理本部長 兼 財務部長 就任 平成17年 4月 株式会社ウィザス 取締役経営管理本部長 就任 平成17年 10月 ケン・ミレニウム株式会社 取締役 就任 平成18年 3月 株式会社リーテック 取締役 就任 平成21年 12月 当社 入社 執行役員 兼 財務経理部長 平成22年 4月 当社 取締役 就任 平成23年 4月 当社 常務取締役 就任 平成28年 1月 当社 取締役副社長 就任 平成28年 6月 当社 代表取締役副社長 就任 (現任)	(注) 3	10,000
取締役	並木 吉彦	昭和28年12月24日	昭和48年 4月 スワロー化研工業株式会社 (現 株式会社 トワールシステム) 入社 昭和49年 3月 ハート株式会社 入社 昭和53年 4月 国際標識株式会社 (現 株式会社ケイエム アドシステム) 入社 昭和57年 10月 住販株式会社 入社 昭和61年 9月 当社 入社 平成18年 3月 当社 執行役員 市場開発本部 平成22年 4月 当社 取締役 就任 (現任)	(注) 3	4,000
取締役	赤坂 敏明	昭和26年3月26日	昭和48年 4月 サッポロビール株式会社 (現 サッポロホールディングス株式会社) 入社 平成17年 3月 同社 常務執行役員 マーケティング本部 副本部長 兼 営業部長 平成17年 9月 サッポロ飲料株式会社 (現 ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社) 取締役専務執行役員 営業本部長 就任 平成18年 3月 サッポロホールディングス株式会社 グループ執行役員 兼 サッポロ飲料株式会社 代表取締役社長 就任 平成20年 1月 サッポロホールディングス株式会社 グループ執行役員 兼 株式会社サッポロライオン 監査役 兼 恵比寿ガーデンプレイス株式会社 (現 サッポロ不動産開発株式会社) 監査役 就任 平成23年 6月 当社 取締役 就任 (現任)	(注) 3	4,000
取締役	関口 信彦	昭和28年10月11日	昭和51年 4月 国分株式会社 (現 国分グループ本社株式会社) 入社 平成20年 9月 同社 執行役員 兼 廣屋国分株式会社 代表取締役社長 就任 平成21年 4月 同社 取締役 兼 廣屋国分株式会社 代表取締役社長 就任 平成22年 1月 同社 取締役首都圏支社長 兼 廣屋国分株式会社 代表取締役社長 就任 平成24年 1月 同社 取締役営業本部 副本部長 兼 廣屋国分株式会社 代表取締役社長 就任 平成25年 4月 同社 取締役営業本部 副本部長 就任 平成26年 1月 当社 入社 平成26年 2月 当社 取締役 就任 (現任)	(注) 3	4,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	池田 勝彦	昭和20年11月10日	昭和43年 4月 株式会社アブアブ赤札堂 入社 昭和52年 5月 株式会社ヨークセブン (現 株式会社セブン-イレブン・ジャパン) 入社 昭和63年 5月 同社 取締役 ゾーンマネージャー 就任 平成4年 5月 同社 常務取締役 オペレーション本部長 就任 平成9年 5月 同社 専務取締役 商品本部長 兼 物流管理本部長 就任 平成12年 8月 同社 専務取締役 商品本部長 兼 物流管理本部長 兼 株式会社セブン・ミールサービス 代表取締役社長 就任 平成15年 1月 株式会社FRI 設立 代表取締役社長 就任 (現任) 平成18年 10月 株式会社グッピーズ 社外取締役 就任 (現任) 平成19年 9月 当社 社外監査役 就任 平成20年 10月 国立大学法人九州工業大学客員教授 平成21年 6月 当社 社外取締役 就任 平成25年 6月 当社 監査役 就任 平成30年 6月 当社 社外取締役 就任 (現任)	(注) 3	—
取締役	辻谷 公夫	昭和22年 7月22日	昭和45年 4月 協和発酵工業株式会社 (現 協和発酵キリン株式会社) 入社 平成12年 9月 アサヒビール株式会社 入社 広域営業部副本部長 平成24年 3月 同社 顧問 就任 平成24年 6月 当社 社外取締役 就任 平成25年 6月 当社 監査役 就任 平成26年 3月 株式会社ホットランド 社外監査役 就任 平成30年 6月 当社 社外取締役 就任 (現任)	(注) 3	—
常勤監査役	中谷 登	昭和26年 9月 1日	昭和49年 4月 野村證券株式会社 入社 平成15年 12月 同社 企業金融五部 次長 平成25年 6月 当社 社外監査役 就任 (現任)	(注) 4	—
監査役	山田 裕士	昭和30年 2月20日	昭和48年 4月 東京国税局 総務部 入局 平成21年 7月 釧路税務署長 平成26年 7月 立川税務署長 平成27年 8月 税理士 登録 山田裕士税理士事務所 所長 平成30年 6月 当社 社外監査役 就任 (現任)	(注) 4	—
監査役	筆野 力	昭和32年11月15日	昭和59年 4月 株式会社コンピュータアプリケーションズ (現 株式会社シーエーシー) 入社 昭和60年 4月 株式会社概念分析ゼミ 入社 平成元年 10月 朝日新和会計社 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所 平成5年 3月 公認会計士 登録 平成18年 5月 有限責任あずさ監査法人 代表社員 (現パートナー) 就任 平成30年 6月 当社 社外監査役 就任 (現任) 平成30年 7月 筆野力公認会計士事務所 所長 (現任) 平成30年 8月 株式会社エプリー 社外監査役 就任 平成30年 9月 同社 常勤監査役 就任 (現任)	(注) 4	—
計					42,000

- (注) 1. 取締役 池田勝彦、辻谷公夫の2名は、社外取締役であります。
2. 監査役 中谷登、山田裕士、筆野力の3名は、社外監査役であります。
3. 令和元年9月13日開催の臨時株主総会の決議により令和元年9月30日の時から令和2年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 令和元年9月13日開催の臨時株主総会の決議により令和元年9月30日の時から令和5年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下の8名であります。

役職名	氏名	担当
執行役員	森山雅司	第一物流部・第二物流部・BtoC商品販促部・商品仕入部・eマーケティング戦略部
執行役員	小山隆弘	ITサービス部・カスタマーサービス部
執行役員	新里正	関西販売第一部、関西販売第二部、関西販売支援部
執行役員	川口雅博	首都圏営業部・広域第一営業部・広域第二営業部・広域第三営業部・CORK事業部
執行役員	篠崎淳一郎	人事部・人材開発部
執行役員	前垣内洋行	財務経理部・経営企画部
執行役員	桐原公一	総務部・法務部
執行役員	棚橋克己	首都圏第一店舗運営部・首都圏第二店舗運営部・KYリカー運営部

②社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

イ. 社外取締役及び社外監査役の員数並びに当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

当社の社外取締役2名、社外監査役3名との間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

ロ. 社外取締役及び社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役である池田勝彦は長年の大手小売業勤務の経験と高い見識から、また辻谷公夫は大手酒類メーカー勤務での経験から幅広い知見を有していることから、適切な発言を得られると判断しております。

社外監査役の中谷登は、長年の金融機関勤務により培われた豊富な経験と高い見識を有しており、山田裕士は酒類行政の経験から幅広い見地を有していることから、また筆野力は公認会計士としての経験から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただける方と判断しております。

ハ. 社外取締役及び社外監査役の独立性の基準又は方針及び選任状況に関する提出会社の考え方

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては経歴や当社との関係性を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で職務を遂行できることを前提に判断しております。

ニ. 社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて内部監査の状況を把握し、社外監査役は、取締役会及び監査役会を通じて監査役監査、会計監査及び内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより監査の実効性を高めております。

社外取締役及び社外監査役は、取締役会を通じ内部統制部門からの報告を受けて連携しております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

当社は監査役3名からなる監査役会を設置しております。

監査役監査は、常勤監査役が各部門及び店舗・業務用センター等の事業所の視察及び担当取締役、各部門長との面談を随時実施するとともに各部署の主要な会議体に出席し業務の執行状況を把握するように努めております。実施した監査内容は監査役会で共有しております。また、監査役3名は取締役会等の重要な会議へ出席し取締役の職務の執行状況について監査を実施しております。

なお、社外監査役の筆野力は公認会計士として財務・会計の相当な知見等を有しております。

②内部監査の状況

当社は、社長の直下に業務執行部門から独立した内部監査室（室長以下2名）を設置しております。

内部監査室は、事業年度毎に内部監査計画書を作成し、代表取締役社長の承認を得た上で各部門及び店舗・業務用センター等の事業所並びに子会社を対象に、リスクの低減と不祥事の防止、社内諸規程の運用状況の確認、業務の有効性や効率性を高める等の観点から内部監査を実施しております。監査の結果は代表取締役社長及び被監査部門長に報告をするとともに、指摘事項についてはフォロー監査を実施してその改善状況の確認を行います。

また、内部監査室は、必要に応じて監査役及び会計監査人と連携し、監査に必要な情報の共有を図っております。

③内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査役は、内部監査室と意見交換、情報の共有化を図り連携を深め、重ねて調査する必要と認められる案件、迅速に処理すべき案件等を見極め合理的な監査に努めております。また、会計監査人と監査役及び内部監査室においても、随時、監査の所見や関連情報の交換をして意思疎通を図り、必要に応じて会計監査人の監査に立ち会っております。

内部監査及び監査役監査は、取締役会及びコンプライアンス委員会、リスク管理委員会など各種会議への出席を通じ、内部統制部門から必要な情報を取得して監査を行っております。

④会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

ロ. 業務を執行した公認会計士

吉村 孝郎

遠藤 康彦

なお、監査業務を執行した公認会計士について、継続監査年数が7年を超える者はありませんので、年数の記載を省略しております。

ハ. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、公認会計士試験合格者4名及びその他6名であります。

ニ. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、監査役監査基準において、会計監査人の選任等の手続を定めており、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかについて、確認しております。監査役会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選定した理由は、会計監査を適正に行うために必要な品質管理、監査体制、独立性及び専門性等を総合的に検討した結果、適任と判断したためです。

また、監査役会は、会計監査人の解任または不再任の決定に際し、以下の方針を定めております。

- a. 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断する場合、監査役全員の同意に基づいて会計監査人を解任します。
- b. 監査役会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会提出議案とします。

ホ. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、監査役監査基準及び「会計監査人の評価についてのガイドライン」において会計監査人を適切に評価するための基準を定めております。当該基準に基づいて、監査法人の品質管理、監査チームの独立性・専門

性、監査報酬等の適切性、監査役等とのコミュニケーションの有効性、経営者等との有効なコミュニケーション、不正リスクについての対応等を、総合的に評価した結果、再任が適当であると判断しております。

⑤監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	23	—	28	4
連結子会社	—	—	—	—
計	23	—	28	4

当社における非監査業務の内容は、内部統制報告制度対応に関する助言業務についての対価であります。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イ. を除く）

該当事項はありません。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

最近連結会計年度の前連結会計年度

該当事項はありません。

最近連結会計年度

該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

会計監査人に対する報酬の決定に関する方針は、監査計画の内容について有効性・効率性の観点から会計監査人と協議のうえ、会計監査人が必要な監査を行うことができる報酬となっているかどうかを検証し、監査役会の同意を得て決定しております。

ホ. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、監査役監査基準において、会計監査人の報酬等の同意手続を定めており、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、また非監査業務の委託状況及びその報酬の妥当性を確認のうえ、会計監査人の報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、契約毎に検証し、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかを検討しております。監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由は、上記事項を検討し総合的に判断した結果、妥当と判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

①役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めておりません。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	221	221	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—
社外役員	32	32	—	5

③報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名 (役員区分)	連結報酬等の総額 (百万円)	会社区分	報酬等の種類別の額(百万円)	
			固定報酬	業績連動報酬
佐藤 順一 (取締役)	120	提出会社	120	—

④使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

⑤役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者

取締役の報酬については平成21年6月26日開催の第27期定時株主総会において承認された金額の範囲内で、決定しております。また、各取締役に対する具体的報酬額は、代表取締役社長に一任する旨の決議を取締役会にて決議し、業績等を勘案した上で決定しております。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする純投資目的の株式を投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の投資株式（政策保有株式）と区分しております。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値を高めるため、取引先との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため必要と判断する企業の株式を保有しております。

当社は、取締役会において、取引関係の維持強化等の保有目的を総合的に勘案し、企業価値の向上に継続して貢献していることの確認及び評価を行い、継続保有の可否について検証しております。検証においては、政策保有株式について個別銘柄ごとに事業等の協力関係に基づく保有目的の適切性、売上高推移及び配当金等の経済合理性を具体的に精査しております。

また、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合は、様々な事情を考慮したうえで適時適切に売却いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
非上場株式	2	36
非上場株式以外の株式	5	78

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	3	6	保有に伴うリスク及びコスト並びに経済合理性（売上高推移及び配当金）の重要性を踏まえ、株主総会への出席等による情報収集効果を総合的に検討した結果、営業上の取引先への定額拠出と配当再投資により株式を取得しております。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
チムニー株式会社	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	<p>(保有目的) 重要な営業取引先として一層の関係強化を進め、当社の業容拡大と中長期的な企業価値の向上を図っていく必要があるため。</p> <p>(定量的な保有効果) 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の経済合理性は、売上高推移及び配当金等を検証し、基準を満たしていることにより保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。</p> <p>(株式数が増加した理由) 保有に伴うリスク及びコスト並びに経済合理性（売上高推移及び配当金）の重要性を踏まえ、株主総会への出席等による情報収集効果を総合的に検討した結果、営業上の取引先への定額拠出と配当再投資により株式が増加しております。</p>	無
	17,323	15,094		
株式会社ジェイグループホールディングス	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	<p>(保有目的) (株) ジェイグループホールディングスの東京都での基盤の強化に伴い、営業取引先として関係強化を進め、当社の業容拡大の向上を図っていく必要があるため。</p> <p>(定量的な保有効果) 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の経済合理性は、売上高推移及び配当金等を検証し、基準を満たしていることにより保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。</p>	無
	40,000	40,000		
	29	35		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社東天紅	1,000	1,000	<p>(保有目的) 高級中華料理店への営業取引先として業容拡大による企業価値向上を図っていく必要があるため。</p> <p>(定量的な保有効果) 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の経済合理性は、業界の情報収集に加え、売上高推移及び配当金等を検証し、基準を満たしていることにより保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。</p>	無
	1	1		
株式会社海帆	1,499	752	<p>(保有目的) (株)海帆の東京都への進出を機に、営業取引先として関係強化を進めるべく、当社の業容拡大の向上を図っていく必要があるため。</p> <p>(定量的な保有効果) 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の経済合理性は、売上高推移及び配当金等を検証し、基準を満たしていることにより保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。</p> <p>(株式数が増加した理由) 保有に伴うリスク及びコスト並びに経済合理性(売上高推移及び配当金)の重要性を踏まえ、株主総会への出席等による情報収集効果を総合的に検討した結果、営業上の取引先への定額拠出と配当再投資により株式が増加しております。</p>	無
	1	0		
株式会社ヴィア・ホールディングス	1,217	1,065	<p>(保有目的) 重要な営業取引先として一層の関係強化を進め、当社の業容拡大と中長期的な企業価値の向上を図っていく必要があるため。</p> <p>(定量的な保有効果) 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の経済合理性は、売上高推移及び配当金等を検証し、基準を満たしていることにより保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。</p> <p>(株式数が増加した理由) 保有に伴うリスク及びコスト並びに経済合理性(売上高推移及び配当金)の重要性を踏まえ、株主総会への出席等による情報収集効果を総合的に検討した結果、営業上の取引先への定額拠出と配当再投資により株式が増加しております。</p>	無
	0	0		

③保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

④当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

⑤当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）及び当事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（令和元年7月1日から令和元年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成31年4月1日から令和元年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。当社は、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催する研修等への参加ならびに会計専門誌の定期購読等により、積極的な情報収集活動に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 2,347	1,840
受取手形及び売掛金	9,078	8,762
商品	4,202	4,215
未収入金	1,585	1,325
その他	393	409
貸倒引当金	△51	△49
流動資産合計	17,555	16,503
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1, ※2 2,108	※1, ※2 3,358
車両運搬具（純額）	※1 13	※1 7
工具、器具及び備品（純額）	※1 191	※1 188
土地	※2 2,226	※2 2,996
リース資産（純額）	※1 26	※1 16
建設仮勘定	224	—
有形固定資産合計	4,791	6,567
無形固定資産		
のれん	234	15
ソフトウェア	360	500
リース資産	732	545
その他	18	0
無形固定資産合計	1,346	1,062
投資その他の資産		
投資有価証券	937	876
繰延税金資産	598	622
敷金及び保証金	2,470	2,438
長期前払費用	798	721
その他	167	245
貸倒引当金	△113	△116
投資その他の資産合計	4,859	4,787
固定資産合計	10,996	12,417
資産合計	28,551	28,920

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	14,251	13,727
短期借入金	※2 3,649	※2,※4 3,232
リース債務	205	201
未払法人税等	148	399
賞与引当金	430	368
資産除去債務	14	1
その他	2,432	2,193
流動負債合計	21,132	20,124
固定負債		
長期借入金	※2 1,446	※2 2,662
リース債務	579	367
繰延税金負債	180	161
資産除去債務	692	693
その他	204	228
固定負債合計	3,103	4,113
負債合計	24,236	24,237
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	359	359
利益剰余金	3,491	3,903
株主資本合計	3,951	4,363
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	364	319
その他の包括利益累計額合計	364	319
純資産合計	4,315	4,682
負債純資産合計	28,551	28,920

【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間
(令和元年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,748
受取手形及び売掛金	8,360
商品	4,328
未収入金	2,183
その他	420
貸倒引当金	△47
流動資産合計	16,994
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	3,411
車両運搬具（純額）	13
工具、器具及び備品（純額）	213
土地	2,997
リース資産（純額）	12
建設仮勘定	218
有形固定資産合計	6,866
無形固定資産	
のれん	13
ソフトウェア	691
リース資産	451
その他	3
無形固定資産合計	1,160
投資その他の資産	
投資有価証券	869
繰延税金資産	616
敷金及び保証金	2,446
長期前払費用	713
その他	222
貸倒引当金	△104
投資その他の資産合計	4,764
固定資産合計	12,791
資産合計	29,786

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間
(令和元年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	14,652
短期借入金	3,724
リース債務	200
未払法人税等	286
賞与引当金	429
資産除去債務	4
その他	1,851
流動負債合計	21,148
固定負債	
長期借入金	2,322
リース債務	268
繰延税金負債	160
資産除去債務	694
その他	185
固定負債合計	3,631
負債合計	24,779
純資産の部	
株主資本	
資本金	100
資本剰余金	359
利益剰余金	4,234
株主資本合計	4,693
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	312
その他の包括利益累計額合計	312
純資産合計	5,006
負債純資産合計	29,786

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
売上高	110,044	108,715
売上原価	※1 89,296	※1 87,153
売上総利益	20,747	21,562
販売費及び一般管理費	※2 19,819	※2 19,782
営業利益	927	1,779
営業外収益		
受取利息	9	9
受取配当金	8	7
業務受託料	20	9
受取手数料	—	12
立退料収入	116	—
その他	17	22
営業外収益合計	173	61
営業外費用		
支払利息	24	28
その他	4	5
営業外費用合計	29	34
経常利益	1,071	1,806
特別損失		
固定資産売却損	※3 17	—
減損損失	※5 386	※5 518
その他	※4 25	※4 6
特別損失合計	429	524
税金等調整前当期純利益	642	1,282
法人税、住民税及び事業税	339	554
法人税等調整額	△131	△18
法人税等合計	207	536
当期純利益	434	745
親会社株主に帰属する当期純利益	434	745

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益	434	745
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	24	△44
その他の包括利益合計	※ 24	※ △44
包括利益	459	701
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	459	701
非支配株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年9月30日)
売上高	55,198
売上原価	44,265
売上総利益	10,933
販売費及び一般管理費	※ 10,133
営業利益	799
営業外収益	
受取利息	4
受取配当金	4
受取手数料	5
その他	6
営業外収益合計	21
営業外費用	
支払利息	14
その他	1
営業外費用合計	15
経常利益	805
特別損失	
固定資産除却損	1
特別損失合計	1
税金等調整前四半期純利益	804
法人税、住民税及び事業税	286
法人税等調整額	7
法人税等合計	293
四半期純利益	510
親会社株主に帰属する四半期純利益	510

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年9月30日)
四半期純利益	510
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△6
その他の包括利益合計	△6
四半期包括利益	503
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	503
非支配株主に係る四半期包括利益	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100	359	3,311	3,770
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	△253	△253
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	434	434
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	180	180
当期末残高	100	359	3,491	3,951

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	339	339	4,110
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△253
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	434
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24	24	24
当期変動額合計	24	24	205
当期末残高	364	364	4,315

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100	359	3,491	3,951
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	△334	△334
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	745	745
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	411	411
当期末残高	100	359	3,903	4,363

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	364	364	4,315
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△334
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	745
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△44	△44	△44
当期変動額合計	△44	△44	367
当期末残高	319	319	4,682

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	642	1,282
減価償却費	556	633
のれん償却額	18	20
減損損失	386	518
固定資産売却損益(△は益)	17	—
貸倒引当金の増減額(△は減少)	33	1
賞与引当金の増減額(△は減少)	201	△62
受取利息及び受取配当金	△18	△17
支払利息	24	28
売上債権の増減額(△は増加)	△737	316
たな卸資産の増減額(△は増加)	△166	△12
未収入金の増減額(△は増加)	499	80
仕入債務の増減額(△は減少)	△688	△523
未払金の増減額(△は減少)	287	△59
その他	△8	37
小計	1,046	2,243
利息及び配当金の受取額	18	15
利息の支払額	△25	△27
法人税等の還付額	0	49
法人税等の支払額	△659	△305
営業活動によるキャッシュ・フロー	380	1,975
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△3,988	△2,865
定期預金の預入による支出	△2,760	—
定期預金の払戻による収入	3,220	1,220
敷金及び保証金の差入による支出	△196	△163
敷金及び保証金の回収による収入	136	195
資産除去債務の履行による支出	△64	△40
その他	△52	△45
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,704	△1,700
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	1,164	△416
長期借入れによる収入	1,827	1,950
長期借入金の返済による支出	△204	△734
リース債務の返済による支出	△194	△205
セール・アンド・リースバックによる収入	—	178
配当金の支払額	△253	△334
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,338	438
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△985	713
現金及び現金同等物の期首残高	2,113	1,127
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,127	※ 1,840

当第2四半期連結累計期間
(自 平成31年4月1日
至 令和元年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	804
減価償却費	325
のれん償却額	1
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△14
賞与引当金の増減額 (△は減少)	60
受取利息及び受取配当金	△9
支払利息	14
売上債権の増減額 (△は増加)	401
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△113
未収入金の増減額 (△は増加)	△859
仕入債務の増減額 (△は減少)	925
未払金の増減額 (△は減少)	△191
その他	△204
小計	1,140
利息及び配当金の受取額	9
利息の支払額	△14
法人税等の還付額	1
法人税等の支払額	△399
営業活動によるキャッシュ・フロー	737
投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△668
敷金及び保証金の差入による支出	△9
敷金及び保証金の回収による収入	2
資産除去債務の履行による支出	△2
その他	△23
投資活動によるキャッシュ・フロー	△701
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	492
長期借入金の返済による支出	△339
リース債務の返済による支出	△100
配当金の支払額	△180
財務活動によるキャッシュ・フロー	△128
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△91
現金及び現金同等物の期首残高	1,840
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,748

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社はすべて連結しております。連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

株式会社NSK

株式会社検校

株式会社大安

株式会社KYマネジメント

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. たな卸資産

商品については移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品については最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 2年～4年

工具、器具及び備品 2年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

ハ. ヘッジ方針

金利変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見込まれる期間（5年～20年）にわたって均等償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

子会社はすべて連結しております。連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

株式会社NSK

株式会社検校

株式会社KYマネジメント

株式会社大安については、平成31年3月1日付で、当社が吸収合併したため、連結の範囲から除いております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. たな卸資産

商品については移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品については最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以前に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械装置及び運搬具	2年～4年
工具、器具及び備品	2年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

ハ. ヘッジ方針

金利変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見込まれる期間（5年～20年）にわたって均等償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

収益認識

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

約束した財またはサービスの顧客への移転を、当該財またはサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように収益の認識を行うこととされ、基本となる原則に従って収益を認識するために、次の5つのステップが適用されます。

- ① 顧客との契約を識別する
- ② 契約における履行義務を識別する
- ③ 取引価格を算定する
- ④ 契約における履行義務に取引価格を配分する
- ⑤ 履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において検討中であります。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

収益認識

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

約束した財またはサービスの顧客への移転を、当該財またはサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように収益の認識を行うこととされ、基本となる原則に従って収益を認識するために、次の5つのステップが適用されます。

- ① 顧客との契約を識別する
- ② 契約における履行義務を識別する
- ③ 取引価格を算定する
- ④ 契約における履行義務に取引価格を配分する
- ⑤ 履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において検討中であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、連結財務諸表規則附則第2項の規定に基づき、平成30年4月1日に開始する連結会計年度(以下「翌連結会計年度」という。)における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を翌連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、連結財務諸表規則附則第2項の規定に基づき、当連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」315百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」598百万円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」315百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」598百万円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

(追加情報)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	3,534百万円	3,806百万円

(注) 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
現金及び預金	1,220百万円	－百万円
建物及び構築物	968	1,397
土地	1,458	1,825
計	3,647	3,222

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
長期借入金	1,307百万円	1,725百万円
短期借入金	387	485
計	1,695	2,210

3 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

債務保証

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
株式会社SKYグループホールディングス	8,895百万円	6,800百万円
計	8,895	6,800

※4 当座貸越契約及びコミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	－百万円	6,900百万円
借入実行残高	－	2,400
差引額	－	4,500

(連結損益計算書関係)

※1 たな卸資産は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
たな卸資産評価損	30百万円	25百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
給料及び手当	9,034百万円	9,343百万円
賞与引当金繰入額	428	353
賃借料	2,540	2,491

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
電話加入権	17百万円	－百万円
計	17	－

※4 その他の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
固定資産除却損	23百万円	6百万円
投資有価証券評価損	1	－
計	25	6

※5 減損損失

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
東京都小金井市他	店舗等	建物及び構築物等

(2) 資産のグルーピングの方法

減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している単位を基礎としております。具体的には、事業用資産については、店舗及び販売物流倉庫単位での資産のグルーピングとし、本社資産及び社内物流倉庫などの共用資産等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

(3) 減損に至った経緯

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループ及び移転等により、既存の投資回収が困難になった資産グループの帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(4) 減損損失の内訳

建物及び構築物	204百万円
工具、器具及び備品	38
機械装置及び運搬具	5
ソフトウェア	11
長期前払費用	20
リース資産減損勘定	106
合計	386

(5) 回収可能価額の見積り方法

当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
東京都杉並区他	店舗等	建物及び構築物等
その他	営業権	のれん

(2) 資産のグルーピングの方法

減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している単位を基礎としております。具体的には、事業用資産については、店舗及び販売物流倉庫単位での資産のグルーピングとし、本社資産及び社内物流倉庫などの共用資産等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

(3) 減損に至った経緯

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループ及び移転等により、既存の投資回収が困難になった資産グループの帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(4) 減損損失の内訳

建物及び構築物	137百万円
工具、器具及び備品	17
機械装置及び運搬具	2
のれん	216
長期前払費用	22
リース資産減損勘定	121
合計	518

(5) 回収可能価額の見積り方法

当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.7%で割り引いて算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	65百万円	△67百万円
組替調整額	—	—
税効果調整前	65	△67
税効果額	△41	22
その他有価証券評価差額金	24	△44
その他の包括利益合計	24	△44

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	362,000	—	—	362,000
合計	362,000	—	—	362,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	99	276	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年11月15日 取締役会	普通株式	153	425	平成29年9月30日	平成29年12月15日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	153	利益剰余金	425	平成30年3月31日	平成30年6月29日

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	362,000	—	—	362,000
合計	362,000	—	—	362,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	153	425	平成30年3月31日	平成30年6月29日
平成30年12月14日 取締役会	普通株式	180	498	平成30年9月30日	平成30年12月17日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和元年6月11日 取締役会	普通株式	180	利益剰余金	498	平成31年3月31日	令和元年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
現金及び預金勘定	2,347百万円	1,840百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	1,220	—
現金及び現金同等物	1,127	1,840

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主としてPOS設備であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成19年3月30日改正))の適用初年度開始前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりますが、重要性が無いため記載を省略しております。

(2) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として基幹システムのサーバであります。

(イ) 無形固定資産

主として基幹システムのソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項」(2)「重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	当連結会計年度(平成30年3月31日)
1年内	321
1年超	766
合計	1,087

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主としてPOS設備であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成19年3月30日改正))の適用初年度開始前のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりますが、重要性が無いため記載を省略しております。

(2) 所有権移転ファイナンス・リース取引

有形固定資産

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として基幹システムのサーバであります。

(イ) 無形固定資産

主として基幹システムのソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項」(2)「重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	当連結会計年度(平成31年3月31日)
1年内	319
1年超	685
合計	1,005

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、金融機関等からの借入により資金を調達しております。デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金は、個人向けのPOS・宅配販売と販売先向けの業務用卸販売があります。POS・宅配販売は、クレジットによるものであり、大手クレジット会社と取引を行なうことによりリスク低減を図っております。業務用卸販売は、期日管理及び与信管理を行い取引先の信用状況を定期的に把握する体制をとっております。

未収入金は、すべて1年以内の入金期日のものであり、主に取引先に対する営業債権であります。

買掛金は、すべて1年以内の支払期日のものであり、主に取引先に対する営業債務であります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。市場価格の変動リスク管理は、定期的に時価及び発行体の財務状況等を把握しております。

敷金及び保証金は、主に本店と業務上の関係を有する企業との取引に伴う差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。信用リスク管理は、差入先の財務及び信用状況等を把握するとともに、差入後においても定期的に状況を把握することにより回収懸念の早期把握を図っております。

借入金の使途は、運転資金(短期)及び設備投資資金(長期)であります。借入金は、市場金利に連動しており、時価を反映した借入金利になっております。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部の長期借入金は、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法は、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

ファイナンスリース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	2,347	2,347	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,078		
貸倒引当金(*1)	△51		
	9,027	9,027	—
(3) 未収入金	1,585	1,585	—
(4) 投資有価証券	898	898	—
(5) 敷金及び保証金	1,628	1,564	△64
資産計	15,487	15,423	△64
(1) 買掛金	14,251	14,251	—
(2) 短期借入金	3,214	3,214	—
(3) 未払法人税等	148	148	—
(4) 長期借入金(*2)	1,881	1,882	0
(5) リース債務(*2)	784	821	36
負債計	20,280	20,317	37
デリバティブ取引	—	—	—

(*1)受取手形及び売掛金は、一般債権貸倒引当金を控除しております。

(*2)長期借入金及びリース債務には、1年以内返済予定分を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(5)敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金、(5)リース債務

長期借入金及びリース債務は、元利金の合計額を同様の契約において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利による一部の長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の契約において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	当連結会計年度（平成30年3月31日）
非上場株式	39
営業保証金	841

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、(4)投資有価証券、(5)敷金及び保証金には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,347	—	—	—
受取手形及び売掛金	9,078	—	—	—
合計	11,425	—	—	—

4. 短期借入金、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	3,214	—	—	—	—	—
長期借入金	435	437	434	278	183	112
リース債務	205	201	186	161	30	—
合計	3,854	639	620	439	214	112

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、金融機関等からの借入により資金を調達しております。デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金は、個人向けのPOS・宅配販売と販売先向けの業務用卸販売があります。POS・宅配販売は、クレジットによるものであり、大手クレジット会社と取引を行なうことによりリスク低減を図っております。業務用卸販売は、期日管理及び与信管理を行い取引先の信用状況を定期的に把握する体制をとっております。

未収入金は、すべて1年以内の入金期日のものであり、主に取引先に対する営業債権であります。

買掛金は、すべて1年以内の支払期日のものであり、主に取引先に対する営業債務であります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。市場価格の変動リスク管理は、定期的に時価及び発行体の財務状況等を把握しております。

敷金及び保証金は、主に出店と業務上の関係を有する企業との取引に伴う差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。信用リスク管理は、差入先の財務及び信用状況等を把握するとともに、差入後においても定期的に状況を把握することにより回収懸念の早期把握を図っております。

借入金の使途は、運転資金（短期）及び設備投資資金（長期）であります。借入金は、市場金利に連動しており、時価を反映した借入金利になっております。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部の長期借入金は、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法は、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

ファイナンスリース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	1,840	1,840	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,762		
貸倒引当金(*1)	△49		
	8,712	8,712	—
(3) 未収入金	1,325	1,325	—
(4) 投資有価証券	836	836	—
(5) 敷金及び保証金	1,591	1,558	△33
資産計	14,307	14,273	△33
(1) 買掛金	13,727	13,727	—
(2) 短期借入金	2,550	2,550	—
(3) 未払法人税等	399	399	—
(4) 長期借入金(*2)	3,344	3,341	△3
(5) リース債務(*2)	569	605	36
負債計	20,590	20,624	33
デリバティブ取引	—	—	—

(*1) 受取手形及び売掛金は、一般債権貸倒引当金を控除しております。

(*2) 長期借入金及びリース債務には、1年以内返済予定分を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券のうち上場株式については取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、(5) リース債務

長期借入金及びリース債務は、元利金の合計額を同様の契約において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利による一部の長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の契約において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	当連結会計年度（平成31年3月31日）
非上場株式	40
営業保証金	846

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、(4) 投資有価証券、(5) 敷金及び保証金には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,840	—	—	—
受取手形及び売掛金	8,762	—	—	—
合計	10,602	—	—	—

4. 短期借入金、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,550	—	—	—	—	—
長期借入金	682	678	522	428	359	673
リース債務	201	186	150	30	—	—
合計	3,434	864	673	458	359	673

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成30年3月31日)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	823	247	576
	小計	823	247	576
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	114	185	△71
	小計	114	185	△71
合計		937	433	504

4. 売却したその他有価証券

該当事項はありません。

5. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、投資有価証券について減損処理を行い、投資有価証券評価損1百万円を計上しております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度(平成31年3月31日)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	765	251	513
	小計	765	251	513
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	111	188	△76
	小計	111	188	△76
合計		876	439	437

4. 売却したその他有価証券

該当事項はありません。

5. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（平成30年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	449	299	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成31年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	299	149	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要
当社グループは確定拠出年金制度を採用しております。
2. 確定拠出制度
確定拠出年金制度への要拠出額は86百万円です。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要
当社グループは確定拠出年金制度を採用しております。
2. 確定拠出制度
確定拠出年金制度への要拠出額は90百万円です。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 791名	当社取締役 4名 当社従業員 585名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 17,580株	普通株式 23,885株
付与日	平成29年3月16日	平成30年3月16日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成31年3月17日 至 令和8年12月16日	自 令和2年3月17日 至 令和9年12月16日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、令和元年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成30年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	17,580	—
付与	—	23,885
失効	470	30
権利確定	—	—
未確定残	17,110	23,855
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 令和元年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格（円）	10,455	11,268
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

（注）令和元年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の権利行使価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は未公開企業であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、時価純資産方式と類似業種比準方式の折衷法に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的予測は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一円

②当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額一円

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 791名	当社取締役 4名 当社従業員 585名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 17,580株	普通株式 23,885株
付与日	平成29年3月16日	平成30年3月16日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成31年3月17日 至 令和8年12月16日	自 令和2年3月17日 至 令和9年12月16日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、令和元年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成31年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	17,110	23,855
付与	—	—
失効	400	995
権利確定	—	—
未確定残	16,710	22,860
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

（注）令和元年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格（円）	10,455	11,268
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

（注）令和元年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の権利行使価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は未公開企業であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、時価純資産方式と類似業種比準方式の折衷法に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的予測は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一円

②当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額一円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(平成30年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	19百万円
賞与引当金	149
減損損失	234
リース債務	282
資産除去債務等	244
未払事業税等	19
未払事業所税	23
未払法定福利費	22
その他	38
繰越欠損金	12
繰延税金資産小計	1,046
評価性引当額	△28
繰延税金資産合計	1,018
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△52
リース資産	△282
その他有価証券評価差額金	△192
特別償却準備金	△62
その他	△9
繰延税金負債合計	△599
繰延税金資産の純額	418

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.8
税額控除	△7.0
住民税均等割額	2.7
繰延税金資産に対する評価性引当額の増減	3.2
過年度法人税等	1.1
その他	1.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.3

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
該当事項はありません。

当連結会計年度（平成31年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	20百万円
賞与引当金	127
減損損失	269
リース債務	208
資産除去債務等	240
未払事業税等	31
未払事業所税	24
未払法定福利費	13
その他	26
繰越欠損金	15
繰延税金資産小計	979
評価性引当額	△22
繰延税金資産合計	957
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△45
リース資産	△207
その他有価証券評価差額金	△169
特別償却準備金	△70
その他	△3
繰延税金負債合計	△496
繰延税金資産の純額	460

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4
住民税均等割額	1.4
繰延税金資産に対する評価性引当額の増減	△0.5
抱合せ株式消滅差損	2.0
税務上の繰越欠損金の利用額	△1.7
のれん減損損失等	6.3
その他	△1.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.8

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業(吸収合併存続会社)

企業の名称 株式会社カクヤス

事業の内容 酒類の販売

被結合企業(吸収合併消滅会社)

企業の名称 株式会社大安

事業の内容 酒類の販売

(2) 企業結合日

平成31年3月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、株式会社大安を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

これまでの組織体制を見直し、経営資源を再結集し、収益力を高め、経営基盤の更なる強化を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗、販売物流倉庫、社内物流倉庫等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.13%~1.85%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
期首残高	676百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	96
時の経過による調整額	4
資産除去債務の履行による減少額	△70
期末残高	707

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗、販売物流倉庫、社内物流倉庫等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.13%~1.85%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
期首残高	707百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	19
時の経過による調整額	3
資産除去債務の履行による減少額	△35
期末残高	695

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社グループは、酒類販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

当社グループは、酒類販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 商品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する売上高が連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 商品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する売上高が連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社グループは、酒類販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

当社グループは、酒類販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社グループは酒類販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

当社グループは酒類販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
親会社及び主要株主	株式会社SKYグループホールディングス (注)1	東京都千代田区	10	資産管理 不動産管理	被所有 直接100%		担保の提供	担保資金の提供 (注)2	1,220	現金及び預金	1,220
							資金の借入及び返済	資金の借入	68,400	短期借入金	3,000
								資金の返済 (注)3	67,400		
							利息の支払	利息の支払 (注)3	13	-	-
								銀行借入に対する債務保証	債務保証 (注)4	8,895	-
							固定資産の取得	小茂根センターの取得 (注)5	1,398	-	-
							業務委託費の支払	業務委託費の支払 (注)6	36	-	-
家賃の支払 役員の兼任	家賃の支払 (注)7	100	-	-							

(注) 1. 代表取締役佐藤順一が議決権の100%を所有している会社が、同社の議決権の100%を直接所有するため、「役員及び個人主要株主等」にも該当します。

(注) 2. 当社は、親会社の銀行借入に対し、定期預金の担保提供を行っております。

(注) 3. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注) 4. 債務保証につきましては、銀行借入等の債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受領しておりません。

(注) 5. 不動産鑑定士の鑑定価格を参考にして交渉により決定しております。

(注) 6. 業務委託契約は、一般の取引条件と同様に取引しております。

(注) 7. 建物賃借料は、近隣の取引事例を参考にしております。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関連の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
兄弟会社	オフィス・デポ・ジャパン株式会社 (注) 1	東京都中央区	33	事務用品・文房具類の販売	-	商品の仕入 消耗品の購入 固定資産の購入	商品の仕入 (注) 3	54	買掛金	5
							消耗品の購入 (注) 3	228	未払金	18
							固定資産の購入 (注) 3	10	-	-
兄弟会社	株式会社ミクリード (注) 2	東京都中央区	55	業務用食材の販売	-	代理店手数料の受取 業務受託料の受取	代理店手数料の受取 (注) 4	17	売掛金	1
							業務受託料の受取 (注) 5	11	未収入金	5

(注) 1. 代表取締役佐藤順一が議決権の100%を所有している会社が、同社の議決権の100%を間接所有するため、「役員及び個人主要株主等」にも該当します。

(注) 2. 代表取締役佐藤順一が議決権の100%を所有している会社が、同社の議決権の51%を間接所有するため、「役員及び個人主要株主等」にも該当します。

(注) 3. 独立第三者間と同様の一般的な取引条件で行っております。

(注) 4. 代理店契約は、他の代理店と同様な条件となるよう協議した上で取引を行っております。

(注) 5. 業務受託契約は、一般の取引条件と同様に取引しております。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	佐藤 順一	-	-	当社代表取締役社長	被所有 間接100%	担保の提供 債務被保証	担保資産の提供 (注) 1	100	-	-
							当社賃貸契約に対する債務被保証 (注) 2	120	-	-

(注) 1. 当社は、役員の銀行借入に対し、定期預金の担保提供を行っております。

(注) 2. 当社の賃貸契約に対し、債務保証を受けておりますが、保証料は支払っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社及び主要株主	株式会社SKYグループホールディングス	東京都千代田区	10	資産管理 不動産管理	被所有 直接100%	資金の借入及び返済 固定資産の取得 役員の兼任	資金の借入 (注) 1	50	短期借入金	50
							社員寮の取得 (注) 2	1,194	-	-

(注) 1. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注) 2. 不動産鑑定士の鑑定価格を参考にして交渉により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社SKYグループホールディングス(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社及び主要株主	株式会社SKYグループホールディングス (注) 1	東京都千代田区	10	資産管理 不動産管理	被所有 直接96.4%	資金の借入及び返済	資金の借入及び返済 (注) 2	14,800 17,800	—	—
							銀行借入に対する債務保証 (注) 3	6,800	—	—
							固定資産の取得 (注) 4	350	—	—
							新社屋の取得 (注) 4	950	—	—
							賃貸物件に対する債務保証 (注) 5	10	—	—

(注) 1. 代表取締役佐藤順一が、議決権の100.0%を所有している同社を通して当社の議決権の96.4%を間接所有し、また同氏が当社の議決権の0.3%を直接所有するため、「役員及び個人所有株主等」に該当します。

(注) 2. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、平成30年6月に借入取引は、終了しております。

(注) 3. 債務保証につきましては、銀行借入等の債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受領していません。

(注) 4. 不動産鑑定士の鑑定価格を参考にして交渉により決定しております。

(注) 5. 債務保証は、賃貸物件の保証を受けているものであります。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関連の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
兄弟会社	オフィス・デポ・ジャパン株式会社 (注) 1	東京都千代田区	33	事務用品・文房具類の販売	—	消耗品の購入	消耗品の購入 (注) 3	47	—	—
兄弟会社	株式会社ミクリード (注) 2	東京都中央区	50	業務用食材の販売	—	商品の仕入	商品の仕入 (注) 4	—	買掛金	68
兄弟会社	株式会社リンクフローリスト (注) 1	東京都品川区	50	生花の販売	—	事業の譲受	事業の譲受 (注) 5	18	—	—

(注) 1. 代表取締役佐藤順一が、議決権の100.0%を所有している同社を通して当社の議決権の100.0%を間接所有するため、「役員及び個人所有株主等」にも該当します。

- (注) 2. 代表取締役佐藤順一が議決権の100.0%を所有している会社が、同社の議決権の51.0%を間接所有するため、「役員及び個人主要株主等」にも該当します。
- (注) 3. 独立第三者間と同様の一般的な取引条件で行っております。なお、この取引は平成31年3月に終了しております。
- (注) 4. 独立第三者間と同様の一般的な取引条件で行っております。なお、当社の販売先に販売するための食材を仕入れておりますが、代理取引のため、当該仕入金額と販売先への売上金額を相殺処理しております。当連結会計年度における相殺前の仕入取引金額は114百万円です。
- (注) 5. 事業譲受価額については、独立した第三者による評価を参考に決定しております。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	佐藤 順一	—	—	当社代表 取締役社長	被所有 直接0.3% 間接96.4%	債務被保証	当社貸借契約 に対する 債務被保証 (注)	81	—	—

(注) 当社の貸借契約に対し、債務保証を受けておりますが、保証料は支払っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社 及び主 要株主	株式会社 SKYグ ループホ ールディ ングス	東京都千 代田区	10	資産管 理 不動産 管理	被所有 直接100%	資金の借入 及び返済	資金の返済 (注)	50	—	—

(注) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、平成30年4月に借入取引は終了しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社SKYグループホールディングス（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	596.09円
1株当たり当期純利益	60.04円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載していません。
2. 令和元年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	434
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	434
普通株式の期中平均株式数(株)	7,240,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の数8,193個) なお、新株予約権の概要は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (ストック・オプション等関係)」に記載のとおりであります。

当連結会計年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

	当連結会計年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	646.82円
1株当たり当期純利益	103.03円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載していません。
2. 令和元年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	745
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	745
普通株式の期中平均株式数(株)	7,240,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の数7,914個) なお、新株予約権の概要は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (ストック・オプション等関係)」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、令和元年8月5日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び発行可能株式総数を20,000,000株に変更する旨の決議をいたしました。

また、令和元年9月13日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し、令和元年9月30日付で単元株制度の採用と、普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行いました。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

令和元年9月29日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき20株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	362,000株
株式分割により増加する株式数	6,878,000株
株式分割後の発行済株式総数	7,240,000株
株式分割後の発行可能株式総数	20,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

令和元年9月30日

(4) 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 1株当たり情報」をご参照ください。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

当第2四半期連結会計期間
(令和元年9月30日)

株式会社SKYグループホールディングス	－百万円
計	－

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間
(自 平成31年4月1日
至 令和元年9月30日)

給与及び手当	4,685百万円
賞与引当金繰入	420

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間
(自 平成31年4月1日
至 令和元年9月30日)

現金及び預金勘定	1,748百万円
現金及び現金同等物	1,748

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和元年6月11日 取締役会	普通株式	180	498	平成31年3月31日	令和元年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和元年11月14日 取締役会	普通株式	180	24.9	令和元年9月30日	令和元年12月16日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自平成31年4月1日至令和元年9月30日)

当社グループは酒類販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年9月30日)
1株当たり四半期純利益	70円53銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	510
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	510
普通株式の期中平均株式数(株)	7,240,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 令和元年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,214	2,550	0.3	—
1年以内に返済予定の長期借入金	435	682	0.4	—
1年以内に返済予定のリース債務	205	201	6.5	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,446	2,662	0.4	令和3年～11年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	579	367	6.5	令和3年～5年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	5,880	6,463	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	678	522	428	359
リース債務	186	150	30	—

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
原状回復義務等	707	23	35	695

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 2,079	1,347
売掛金	9,057	8,743
商品	4,178	4,199
未収入金	1,584	1,325
前払費用	323	320
その他	77	140
貸倒引当金	△50	△49
流動資産合計	17,250	16,027
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 1,564	※1 2,762
構築物（純額）	36	60
車両運搬具（純額）	13	7
工具、器具及び備品（純額）	190	188
土地	※1 1,357	※1 2,129
リース資産（純額）	26	16
建設仮勘定	224	—
有形固定資産合計	3,414	5,164
無形固定資産		
のれん	234	15
ソフトウェア	360	500
リース資産	732	545
無形固定資産合計	1,327	1,062
投資その他の資産		
投資有価証券	120	115
関係会社株式	610	630
長期貸付金	19	30
関係会社長期貸付金	1,485	1,444
破産更生債権等	125	165
長期前払費用	770	697
敷金及び保証金	2,461	2,430
繰延税金資産	598	620
その他	19	39
貸倒引当金	△101	△110
投資その他の資産合計	6,109	6,063
固定資産合計	10,851	12,290
資産合計	28,102	28,317

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	14,236	13,718
短期借入金	3,389	※3 2,550
1年内返済予定の長期借入金	※1 435	※1 682
リース債務	205	201
未払金	1,324	1,053
未払費用	589	547
未払法人税等	147	392
預り金	211	352
賞与引当金	430	368
資産除去債務	14	1
その他	287	231
流動負債合計	21,272	20,101
固定負債		
長期借入金	※1 1,446	※1 2,662
リース債務	579	367
資産除去債務	687	688
その他	204	228
固定負債合計	2,918	3,946
負債合計	24,190	24,047
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金		
資本準備金	359	359
資本剰余金合計	359	359
利益剰余金		
利益準備金	46	46
その他利益剰余金		
別途積立金	809	809
特別償却準備金	117	133
繰越利益剰余金	2,455	2,805
利益剰余金合計	3,428	3,794
株主資本合計	3,887	4,253
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	23	16
評価・換算差額等合計	23	16
純資産合計	3,911	4,269
負債純資産合計	28,102	28,317

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
売上高	109,806	108,507
売上原価	89,171	87,040
売上総利益	20,634	21,467
販売費及び一般管理費	※2 19,703	※2 19,690
営業利益	931	1,777
営業外収益		
受取利息	13	20
受取配当金	※1 105	—
業務受託料	20	14
立退料収入	116	—
受取手数料	10	11
その他	11	17
営業外収益合計	278	64
営業外費用		
支払利息	25	28
その他	4	5
営業外費用合計	30	34
経常利益	1,179	1,807
特別損失		
固定資産売却損	※3 17	—
減損損失	385	484
抱合せ株式消滅差損	—	86
その他	※4 23	※4 6
特別損失合計	426	577
税引前当期純利益	753	1,229
法人税、住民税及び事業税	337	547
法人税等調整額	△131	△17
法人税等合計	205	529
当期純利益	547	699

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月 31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 商品仕入等	※ 1	88,125	98.6	85,385	98.0
II 労務費		801	0.9	1,111	1.3
III 経費		416	0.5	587	0.7
小計		89,344	100.0	87,085	100.0
期首商品たな卸高		4,020		4,178	
合計	※ 2	93,364		91,263	
他勘定振替		14		23	
期末商品たな卸高		4,178		4,199	
売上原価		89,171		87,040	

商品の配達業務に関わる費用の内、自社拠点への配達業務の労務費・経費を原価計上しております。

(注) ※ 1. 主な内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月 31日)
賃借料 (百万円)	259	385

※ 2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月 31日)
販売促進費(販売費及び一般管理費) (百万円)	14	23
合計 (百万円)	14	23

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
					別途積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	100	359	359	46	809	147	2,132	3,135	3,594
当期変動額									
特別償却準備金の積立	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—	△29	29	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△253	△253	△253
当期純利益	—	—	—	—	—	—	547	547	547
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△29	323	293	293
当期末残高	100	359	359	46	809	117	2,455	3,428	3,887

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	19	19	3,614
当期変動額			
特別償却準備金の積立	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—
剰余金の配当	—	—	△253
当期純利益	—	—	547
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3	3	3
当期変動額合計	3	3	297
当期末残高	23	23	3,911

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
					別途積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	100	359	359	46	809	117	2,455	3,428	3,887
当期変動額									
特別償却準備金の積立	-	-	-	-	-	45	△45	-	-
特別償却準備金の取崩	-	-	-	-	-	△29	29	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△334	△334	△334
当期純利益	-	-	-	-	-	-	699	699	699
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	15	350	365	365
当期末残高	100	359	359	46	809	133	2,805	3,794	4,253

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	23	23	3,911
当期変動額			
特別償却準備金の積立	-	-	-
特別償却準備金の取崩	-	-	-
剰余金の配当	-	-	△334
当期純利益	-	-	699
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△7	△7	△7
当期変動額合計	△7	△7	358
当期末残高	16	16	4,269

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 投資有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品については移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品については最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～47年
構築物	4年～50年
車両運搬具	2年～4年
工具、器具及び備品	2年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見込まれる期間(5年～20年)にわたって均等償却を行っております。

- (5) 長期前払費用
契約期間等による均等償却によっております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
当社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息
- (3) ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 投資有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- 時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

- デリバティブ
時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- 貯蔵品については最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～47年
構築物	4年～50年
車両運搬具	2年～4年
工具、器具及び備品	2年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見込まれる期間（5年～20年）にわたって均等償却を行っております。

(5) 長期前払費用

契約期間等による均等償却によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

当社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、平成30年4月1日に開始する事業年度（以下「翌事業年度」という。）における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を翌事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」314百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」598百万円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)（評価性引当額の合計額を除く。）に記載された内容を追加しております。

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」314百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」598百万円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)（評価性引当額の合計額を除く。）に記載された内容を追加しております。

(追加情報)

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
現金及び預金	1,220百万円	—百万円
建物	532	983
土地	764	1,131
計	2,517	2,114

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
長期借入金	787百万円	1,426百万円
1年内返済予定の長期借入金	168	263
計	956	1,690

2 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
株式会社S K Yグループホールディングス	8,895百万円	6,800百万円
計	8,895	6,800

※3 当座貸越契約及びコミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの 総額	—百万円	6,900百万円
借入実行残高	—	2,400
差引額	—	4,500

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業取引以外の取引による取引高		
受取配当金	104百万円	－百万円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度55%、当事業年度57%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度45%、当事業年度43%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
給料及び手当	8,971百万円	9,277百万円
賞与	541	358
賞与引当金繰入額	428	353
賃借料	2,552	2,534
減価償却費	569	580
のれん償却費	18	20
貸倒引当金繰入額	71	8

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
電話加入権	17百万円	－百万円
計	17	－

※4 その他の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
固定資産除却損	23百万円	6百万円
計	23	6

(有価証券関係)

前事業年度（平成30年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額は610百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

当事業年度（平成31年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額は630百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度(平成30年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	15百万円
賞与引当金	149
減損損失	231
リース債務	282
資産除去債務等	242
未払事業税等	19
未払事業所税	23
未払法定福利費	22
その他	29
繰延税金資産小計	1,016
評価性引当額	△7
繰延税金資産合計	1,008
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△52
リース資産	△282
その他有価証券評価差額金	△12
特別償却準備金	△62
その他	△1
繰延税金負債合計	△410
繰延税金資産の純額	598

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5
税額控除	△6.0
住民税均等割	2.2
その他	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.3

当事業年度（平成31年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	18百万円
賞与引当金	127
減損損失	267
リース債務	208
資産除去債務等	238
未払事業税等	31
未払事業所税	24
未払法定福利費	13
その他	22
繰延税金資産合計	952
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△45
リース資産	△207
その他有価証券評価差額金	△8
特別償却準備金	△70
繰延税金負債合計	△332
繰延税金資産の純額	620

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5
住民税均等割	1.3
抱合せ株式消滅差損	2.4
税務上の繰越欠損金の利用額	△1.7
のれん減損損失等	6.6
評価性引当額	△0.6
その他	△1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.1

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

共通支配下の取引等

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、令和元年8月5日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び発行可能株式総数を20,000,000株に変更する旨の決議をいたしました。

また、令和元年9月13日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し、令和元年9月30日付で単元株制度の採用と、普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行いました。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

令和元年9月29日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき20株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	362,000株
株式分割により増加する株式数	6,878,000株
株式分割後の発行済株式総数	7,240,000株
株式分割後の発行可能株式総数	20,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

令和元年9月30日

(4) 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりであります。

前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	540.26円
1株当たり当期純利益	75.56円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	589.76円
1株当たり当期純利益	96.68円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

④【附属明細表】
 【有価証券明細表】
 【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		チムニー株式会社	17,323	45
		株式会社牛繁ドリームシステム	330	34
		株式会社ジェイグループホールディングス	40,000	29
		株式会社サマーソールト	40	2
		株式会社東天紅	1,000	1
		株式会社海帆	1,499	1
		株式会社ヴィア・ホールディングス	1,217	0
		小計	61,410	115
		計	61,410	115

【債券】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万 円)
有形固定資産							
建物	4,047	1,451	97	5,401	2,639	154 (97)	2,762
構築物	166	38	1	203	142	6 (8)	60
車両運搬具	92	5	1	96	88	8 (2)	7
工具、器具及び備品	930	93	39	984	795	78 (16)	188
土地	1,357	771	—	2,129	—	—	2,129
リース資産	82	—	—	82	66	10	16
建設仮勘定	224	—	224	—	—	—	—
有形固定資産計	6,902	2,360	364	8,898	3,733	258 (125)	5,164
無形固定資産							
のれん	360	18	—	378	362	20 (216)	15
ソフトウェア	1,683	317	40	1,960	1,459	142	500
リース資産	937	—	—	937	391	187	545
無形固定資産計	2,980	335	40	3,275	2,213	350 (216)	1,062
長期前払費用	1,418	342	118	1,642	944	332 (21)	697

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

建物	本社第三ビル	650百万円
	城北センター	603百万円
土地	城北センター	366百万円
	本社第三ビル	300百万円
ソフトウェア	基幹システム	237百万円
	ECサイト	49百万円
長期前払費用	協賛金	269百万円
	更新料	29百万円

2. 当期償却額のうち、()内は内書きで、減損損失の計上金額であります。

3. 当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

建設仮勘定	城北センター	224百万円
-------	--------	--------

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	151	114	55	50	159
賞与引当金	430	368	412	18	368

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2. 賞与引当金の「当期減少額(その他)」は、賞与支給実績との差額の戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://corp.kakuyasu.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 当社株式は、東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社でないため金融商品取引法第24条の7第1項の適用がありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成31年 3月27日	株式会社S KYグループ ホールディングス 代表取締役 社長 相馬 次郎	東京都千代田区神田須田町1-12	特別利害関係者等(当社の親会社、大株主上位10名)	カクヤス従業員持株会 理事長 久田 純也	東京都千代田区神田神保町3-7-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	10,800	286,200,000 (26,500) (注)4	従業員の福利厚生充実による
平成31年 3月27日	株式会社S KYグループ ホールディングス 代表取締役 社長 相馬 次郎	東京都千代田区神田須田町1-12	特別利害関係者等(当社の親会社、大株主上位10名)	佐藤 順一	東京都文京区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)	1,000	26,500,000 (26,500) (注)4	経営参画への意識向上のため
平成31年 3月27日	株式会社S KYグループ ホールディングス 代表取締役 社長 相馬 次郎	東京都千代田区神田須田町1-12	特別利害関係者等(当社の親会社、大株主上位10名)	田島 安希彦	東京都北区	特別利害関係者等(当社の代表取締役副社長)	500	13,250,000 (26,500) (注)4	経営参画への意識向上のため
平成31年 3月27日	株式会社S KYグループ ホールディングス 代表取締役 社長 相馬 次郎	東京都千代田区神田須田町1-12	特別利害関係者等(当社の親会社、大株主上位10名)	並木 吉彦	東京都北区	特別利害関係者等(当社の取締役、当社子会社の取締役)	200	5,300,000 (26,500) (注)4	経営参画への意識向上のため
平成31年 3月27日	株式会社S KYグループ ホールディングス 代表取締役 社長 相馬 次郎	東京都千代田区神田須田町1-12	特別利害関係者等(当社の親会社、大株主上位10名)	赤坂 敏明	埼玉県狭山市	特別利害関係者等(当社の取締役)	200	5,300,000 (26,500) (注)4	経営参画への意識向上のため
平成31年 3月27日	株式会社S KYグループ ホールディングス 代表取締役 社長 相馬 次郎	東京都千代田区神田須田町1-12	特別利害関係者等(当社の親会社、大株主上位10名)	関口 信彦	東京都葛飾区	特別利害関係者等(当社の取締役)	200	5,300,000 (26,500) (注)4	経営参画への意識向上のため

(注) 1. 当社は、東京証券取引所への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成29年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第204条第1項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
 - (1) 当社の特別利害関係者・・・役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、DCF法（ディスカウントキャッシュフロー法）及び類似会社比準方式を参考にした第三者算定機関による算定を総合的に勘案して、決定しております。
5. 令和元年9月13日開催の臨時株主総会決議により、令和元年9月30日付で、普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の内容を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権（1）
発行年月日	平成30年3月16日
種類	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 23,885株
発行価格	11,268円
資本組入額	5,634円
発行価額の総額	269,136,180円
資本組入額の総額	134,568,090円
発行方法	平成30年2月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成31年3月31日であります。
2. 発行価格は、DCF法（ディスカウントキャッシュフロー法）及び類似会社比準方式を参考にした第三者算定機関による算定を総合的に勘案して、決定しております。
3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなります。

項目	新株予約権（1）
行使時の払込金額	1株につき11,268円
行使期間	令和2年3月17日から 令和9年12月16日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 令和元年9月13日開催の臨時株主総会決議により、令和元年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は当該株式分割前の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額を記載しております。
5. 退職等により120名1,705株（株式分割前）の権利が喪失しております。

2【取得者の概況】

新株予約権(1)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
田島 安希彦	東京都北区	会社役員	200	2,253,600 (11,268)	特別利害関係者等 (当社代表取締役副社長)
並木 吉彦	東京都北区	会社役員	200	2,253,600 (11,268)	特別利害関係者等(当社取締役、当社 子会社の取締役)
赤坂 敏明	埼玉県狭山 市	会社役員	200	2,253,600 (11,268)	特別利害関係者等(当社取締役)
関口 信彦	東京都葛飾 区	会社役員	200	2,253,600 (11,268)	特別利害関係者等(当社取締役)
森山 雅司	東京都江戸 川区	会社員	190	2,140,920 (11,268)	当社の従業員
小山 隆弘	東京都世田 谷区	会社員	190	2,140,920 (11,268)	当社の従業員
新里 正	大阪府大阪 市大正区	会社員	190	2,140,920 (11,268)	当社の従業員
川口 雅博	東京都板橋 区	会社員	190	2,140,920 (11,268)	当社の従業員
篠崎 淳一郎	東京都大田 区	会社役員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員、特別利害関係者等(当 社子会社の取締役)
成宮 孝也	東京都文京 区	会社員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員
長谷川 宏	埼玉県川口 市	会社員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員
加藤 昌之	東京都北区	会社員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員
野村 英二	東京都江東 区	会社員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員
杉山 昇	東京都墨田 区	会社員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員
橘内 秀朗	神奈川県川 崎市高津区	会社員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員
平野 英夫	東京都北区	会社員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員
笹川 宏樹	埼玉県さい たま市見沼 区	会社員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員
渡邊 岳	埼玉県川口 市	会社員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員
木本 充志	大阪府大阪 市東住吉区	会社員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員
青山 英	東京都葛飾 区	会社員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員
中家 良太郎	大阪府八尾 市	会社員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員
前垣内 洋行	埼玉県所沢 市	会社役員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員、特別利害関係者等(当 社子会社の取締役)
佐伯 圭吾	東京都葛飾 区	会社員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員
志村 和久	神奈川県藤 沢市	会社員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
豊田 秋喜	埼玉県さい たま市緑区	会社員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員
桐原 公一	東京都北区	会社役員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員、特別利害関係者等（当 社子会社の取締役）
本村 明子	神奈川県横 浜市西区	会社員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員
高橋 雄士	神奈川県横 浜市南区	会社員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員
稲崎 具行	神奈川県海 老名市	会社員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員
秋山 敏文	東京都足立 区	会社員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員
小宮 伯記	神奈川県横 浜市港南区	会社員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員
須田 良雄	東京都武蔵 野市	会社員	180	2,028,240 (11,268)	当社の従業員
竹吉 智明	東京都品川 区	会社員	170	1,915,560 (11,268)	当社の従業員
市川 洋佑	東京都江戸 川区	会社員	170	1,915,560 (11,268)	当社の従業員
日野 大輔	茨城県龍ヶ 崎市	会社員	170	1,915,560 (11,268)	当社の従業員
大石 香	東京都北区	会社員	170	1,915,560 (11,268)	当社の従業員
小松 裕二	埼玉県さい たま市大宮 区	会社員	170	1,915,560 (11,268)	当社の従業員
久田 純也	東京都板橋 区	会社員	170	1,915,560 (11,268)	当社の従業員
金山 逸斗	東京都北区	会社員	170	1,915,560 (11,268)	当社の従業員
大河原 学	神奈川県川 崎市幸区	会社員	170	1,915,560 (11,268)	当社の従業員
上田 潤	神奈川県横 浜市戸塚区	会社員	170	1,915,560 (11,268)	当社の従業員
高橋 浩之	東京都北区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
齋藤 圭司	東京都足立 区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
富迫 憲章	埼玉県川口 市	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
浅野井 優	千葉県松戸 市	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
金崎 慎太郎	東京都荒川 区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
住 秀紀	大阪府池田 市	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
宮城 環	大阪府大阪 市鶴見区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
金子 賢典	埼玉県志木 市	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
星野 嘉宏	東京都新宿区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
浅川 幸一	東京都中野区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
伊原 武志	東京都江戸川区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
山川 美帆	東京都江戸川区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
寺尾 和基	東京都練馬区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
大門 勝明	埼玉県川口市	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
八木 彰	東京都板橋区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
田村 由貴	東京都荒川区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
塚本 真士	大阪府大阪市西淀川区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
白鳥 光一	東京都八王子市	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
安彦 琢己	神奈川県川崎市川崎区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
本田 晃夫	埼玉県草加市	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
濱田 高義	東京都足立区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
猪鼻 貴康	埼玉県さいたま市桜区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
土田 仲哉	埼玉県さいたま市緑区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
土屋 智	埼玉県八潮市	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
宮本 健	東京都足立区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
椎谷 公仁	千葉県印西市	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
増田 順治	大阪府大阪市旭区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
宮本 忠典	兵庫県尼崎市	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
嶋田 浩二	大阪府大阪市都島区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
加藤 力哉	東京都大田区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
阿部 武志	東京都板橋区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
諸澤 英樹	千葉県印旛郡栄町	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
小田切 真由	千葉県柏市	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
佐々木 哲夫	神奈川県鎌倉市	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
瀧口 崇	埼玉県川口市	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
泊 将誉	東京都北区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
赤根 一宏	東京都足立区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
鈴木 加奈子	神奈川県川崎市麻生区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
小島 健久	埼玉県さいたま市大宮区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
吉田 穰寿	千葉県柏市	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
山口 大介	東京都板橋区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
山口 高広	埼玉県朝霞市	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
吉川 信昭	東京都江戸川区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
田中 和紀	東京都葛飾区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
青山 純	東京都板橋区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
高橋 信幸	埼玉県川口市	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
黒川 幸二	埼玉県さいたま市中央区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
桑原 光司	東京都板橋区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
小池 智治	東京都港区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
上北 邦明	埼玉県富士見市	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
石津 澄彦	神奈川県横浜市港北区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
早坂 隆太郎	東京都足立区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
東郷 高嶺	東京都足立区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
中村 壮志	東京都足立区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
前屋敷 健二	東京都墨田区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
堤 雅也	東京都足立区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
吉森 久修	東京都練馬区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
梶谷 寿之	東京都狛江市	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
横川 英樹	東京都北区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
三吉 健介	東京都江戸川区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
漆崎 裕之	東京都板橋区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
島村 佳道	東京都江戸川区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
青木 哲也	神奈川県横浜市瀬谷区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
遠藤 賢司	神奈川県大和市	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
大川 一彦	神奈川県相模原市南区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
小島 健	神奈川県横浜市中区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
平田 秀樹	神奈川県横浜保土ヶ谷区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
細川 祐司	神奈川県足柄上郡松田町	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
望月 謙二	神奈川県藤沢市	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
吉田 拓人	東京都練馬区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
野原 明夫	神奈川県横浜港北区	会社役員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員、特別利害関係者等（当社子会社の取締役）
尾田 直美	千葉県我孫子市	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
加藤 公風	千葉県千葉市花見川区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
加藤 義裕	東京都葛飾区	会社員	150	1,690,200 (11,268)	当社の従業員
藤野 正和	東京都葛飾区	会社員	75	845,100 (11,268)	当社の従業員
新井 太	東京都練馬区	会社員	75	845,100 (11,268)	当社の従業員

- (注) 1. 退職等により権利を喪失したものについては記載しておりません。
2. 令和元年9月13日開催の臨時株主総会決議により、令和元年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。
3. 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株（分割後）以下の当社の従業員は352名であり、その株式の総数は70,400株であります。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社SKYグループホールディングス	東京都千代田区神田須田町1-12	6,982,000	87.16
※1、5 カクヤス従業員持株会	東京都千代田区神田神保町3-7-1	216,000	2.70
※5 佐藤 順一	東京都文京区	20,000	0.25
※2、5 田島 安希彦	東京都北区	16,000 (6,000)	0.20 (0.07)
※2、5 並木 吉彦	東京都北区	10,000 (6,000)	0.12 (0.07)
※3、4、5 赤坂 敏明	埼玉県狭山市	10,000 (6,000)	0.12 (0.07)
※3、5 関口 信彦	東京都葛飾区	10,000 (6,000)	0.12 (0.07)
※3、5 森山 雅司	東京都江戸川区	5,800 (5,800)	0.07 (0.07)
※4、6 新里 正	大阪府大阪市大正区	5,800 (5,800)	0.07 (0.07)
※6 川口 雅博	東京都板橋区	5,800 (5,800)	0.07 (0.07)
※6 小山 隆弘	東京都世田谷区	5,800 (5,800)	0.07 (0.07)
※6 成宮 孝也	東京都文京区	5,600 (5,600)	0.07 (0.07)
※6 長谷川 宏	埼玉県川口市	5,600 (5,600)	0.07 (0.07)
※6 加藤 昌之	東京都北区	5,600 (5,600)	0.07 (0.07)
※6 野村 英二	東京都江東区	5,600 (5,600)	0.07 (0.07)
※6 杉山 昇	東京都墨田区	5,600 (5,600)	0.07 (0.07)
※6 橘内 秀朗	神奈川県川崎市高津区	5,600 (5,600)	0.07 (0.07)
※6 平野 英夫	東京都北区	5,600 (5,600)	0.07 (0.07)
※6 笹川 宏樹	埼玉県さいたま市見沼区	5,600 (5,600)	0.07 (0.07)
※6 渡邊 岳	埼玉県川口市	5,600 (5,600)	0.07 (0.07)
※6 木本 充志	大阪府大阪市東住吉区	5,600 (5,600)	0.07 (0.07)
※6 篠崎 淳一郎	東京都大田区	5,600 (5,600)	0.07 (0.07)
※4、6 青山 英	東京都葛飾区	5,600 (5,600)	0.07 (0.07)
※6 中家 良太郎	大阪府八尾市	5,600 (5,600)	0.07 (0.07)

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
前垣内 洋行		埼玉県所沢市	5,600	0.07
	※6		(5,600)	(0.07)
佐伯 圭吾		東京都葛飾区	5,600	0.07
	※6		(5,600)	(0.07)
志村 和久		神奈川県藤沢市	5,600	0.07
	※6		(5,600)	(0.07)
豊田 秋喜		埼玉県さいたま市緑区	5,600	0.07
	※6		(5,600)	(0.07)
桐原 公一		東京都北区	5,600	0.07
	※4、6		(5,600)	(0.07)
本村 明子		神奈川県横浜市西区	5,600	0.07
	※6		(5,600)	(0.07)
高橋 雄士		神奈川県横浜市南区	5,600	0.07
	※6		(5,600)	(0.07)
稲崎 具行		神奈川県海老名市	5,600	0.07
	※6		(5,600)	(0.07)
秋山 敏文		東京都足立区	5,600	0.07
	※6		(5,600)	(0.07)
小宮 伯記		神奈川県横浜市港南区	5,600	0.07
	※6		(5,600)	(0.07)
竹吉 智明		東京都品川区	5,400	0.07
	※6		(5,400)	(0.07)
市川 洋佑		東京都江戸川区	5,400	0.07
	※6		(5,400)	(0.07)
日野 大輔		茨城県龍ヶ崎市	5,400	0.07
	※6		(5,400)	(0.07)
小松 裕二		埼玉県さいたま市大宮区	5,400	0.07
	※6		(5,400)	(0.07)
久田 純也		東京都板橋区	5,400	0.07
	※6		(5,400)	(0.07)
金山 逸斗		東京都北区	5,400	0.07
	※6		(5,400)	(0.07)
大河原 学		神奈川県川崎市幸区	5,400	0.07
	※6		(5,400)	(0.07)
上田 潤		神奈川県横浜市戸塚区	5,400	0.07
	※6		(5,400)	(0.07)
高橋 浩之		東京都北区	5,000	0.06
	※6		(5,000)	(0.06)
齋藤 圭司		東京都足立区	5,000	0.06
	※6		(5,000)	(0.06)
富迫 憲章		埼玉県川口市	5,000	0.06
	※6		(5,000)	(0.06)
浅野井 優		千葉県松戸市	5,000	0.06
	※6		(5,000)	(0.06)
金崎 慎太郎		東京都荒川区	5,000	0.06
	※6		(5,000)	(0.06)
住 秀紀		大阪府池田市	5,000	0.06
	※6		(5,000)	(0.06)
宮城 環		大阪府大阪市鶴見区	5,000	0.06
	※6		(5,000)	(0.06)

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
金子 賢典	※6	埼玉県志木市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
星野 嘉宏	※6	東京都新宿区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
浅川 幸一	※6	東京都中野区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
山川 美帆	※6	東京都江戸川区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
寺尾 和基	※6	大阪府寝屋川市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
大門 勝明	※6	埼玉県川口市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
八木 彰	※6	東京都板橋区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
田村 由貴	※6	東京都荒川区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
安彦 琢己	※6	神奈川県川崎市川崎区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
濱田 高義	※6	東京都足立区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
猪鼻 貴康	※6	埼玉県さいたま市桜区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
土田 仲哉	※6	埼玉県さいたま市緑区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
土屋 智	※6	埼玉県八潮市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
宮本 健	※6	東京都足立区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
椎谷 公仁	※6	千葉県千葉市美浜区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
増田 順治	※6	大阪府大阪市旭区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
嶋田 浩二	※6	大阪府大阪市都島区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
加藤 力哉	※6	東京都大田区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
阿部 武志	※6	東京都板橋区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
諸澤 英樹	※6	千葉県印旛郡栄町	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
小田切 真由	※6	千葉県柏市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
佐々木 哲夫	※6	神奈川県鎌倉市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
瀧口 崇	※6	埼玉県川口市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
泊 将誉	※6	東京都北区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
赤根 一宏	※6	東京都足立区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
小島 健久	※6	埼玉県さいたま市大宮区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
吉田 穰寿	※6	千葉県柏市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
山口 大介	※6	東京都板橋区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
山口 高広	※6	埼玉県朝霞市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
吉川 信昭	※6	東京都江戸川区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
田中 和紀	※6	東京都葛飾区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
青山 純	※6	東京都板橋区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
高橋 信幸	※6	埼玉県川口市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
桑原 光司	※6	東京都板橋区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
小池 智治	※6	東京都港区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
上北 邦明	※6	埼玉県ふじみ野市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
石津 澄彦	※6	神奈川県横浜市港北区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
早坂 隆太郎	※6	東京都足立区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
東島 高嶺	※6	東京都足立区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
中村 壮志	※6	東京都足立区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
前屋敷 健二	※6	東京都墨田区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
梶谷 寿之	※6	東京都狛江市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
青木 哲也	※6	神奈川県横浜市瀬谷区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
遠藤 賢司	※6	神奈川県大和市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
大川 一彦	※6	神奈川県相模原市南区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
小島 健	※6	神奈川県横浜市中区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
平田 秀樹	※6	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
望月 謙二	※6	神奈川県藤沢市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
吉田 拓人	※6	東京都練馬区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
野原 明夫	※4、6	神奈川県横浜市港北区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
尾田 直美 ※6	千葉県我孫子市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
加藤 公風 ※6	千葉県千葉市花見川区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
加藤 義裕 ※6	東京都葛飾区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
その他 964名 ※6	—	251,600 (251,600)	3.14 (3.14)
計	—	8,010,800 (770,800)	100.00 (9.62)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※は次のとおりの株主の属性を示します。

1 特別利害関係者等（当社の親会社） 2 特別利害関係者等（当社代表取締役） 3 特別利害関係者等（当社取締役） 4 特別利害関係者等（当社子会社の取締役） 5 特別利害関係者等（大株主上位10名） 6 当社従業員及び当社子会社従業員

2. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

令和元年11月11日

株式会社カクヤス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 康彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カクヤスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カクヤス及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

令和元年11月11日

株式会社カクヤス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村 孝郎	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	遠藤 康彦	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カクヤスの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カクヤス及び連結子会社の平成31年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

令和元年11月11日

株式会社カクヤス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 康彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カクヤスの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（令和元年7月1日から令和元年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成31年4月1日から令和元年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カクヤス及び連結子会社の令和元年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

令和元年11月11日

株式会社カクヤス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 康彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カクヤスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カクヤスの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

令和元年11月11日

株式会社カクヤス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 康彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カクヤスの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カクヤスの平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

なんでも酒や
カクヤス